2016 Disclosure

ディスクロージャー誌 **アイペット損保の現状**



♥ Ipet アイペット損害保険株式会社

経営理念



ペットとの共生環境の向上と ペット産業の健全な発展を促し、 潤いのある豊かな社会を創る。

この経営理念のもと、

ペット保険の普及促進を中心とした事業活動とともに、お客さまや外部のパートナー企業・団体、従業員が力を合わせてペットと飼い主さまを取り巻く社会課題の解決に向けた環境整備を行うことで、損害保険会社としての社会的責任を果たしていくことを目指しています。

DISCLOSURE

ご挨拶



アイペット損害保険株式会社 代表取締役 山村 鉄平

日頃より皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。 2016年6月より代表取締役に就任いたしました山村鉄平と 申します。

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、2004年よりペット保険事業を行ってまいりました。

当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として飼育しているお客さまがもしもの時に不安なく、安心して「うちの子」に治療を受けていただくことができるように、との思いが込められております。

様々なお客さまのニーズに対応できるよう、複数の商品を取りそろえております。おかげさまで、保有契約件数は対前年度比27%増加と順調に推移しており、多くの方にペット保険の必要性を感じていただいております。

また、2015年度は各種サービスのリニューアルやペット飼育者向けのイベントを実施し、お客さまの満足度をより一層高めるための活動に注力しました。お客さまと大切なペットが豊かで楽しい生活を送れることがペット共生社会の実現に貢献するものであると考え、今後も事業を展開してまいります。

経営理念の実現に向けて、役職員一同邁進してまいりますので、引き続き格別のご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

2016年7月

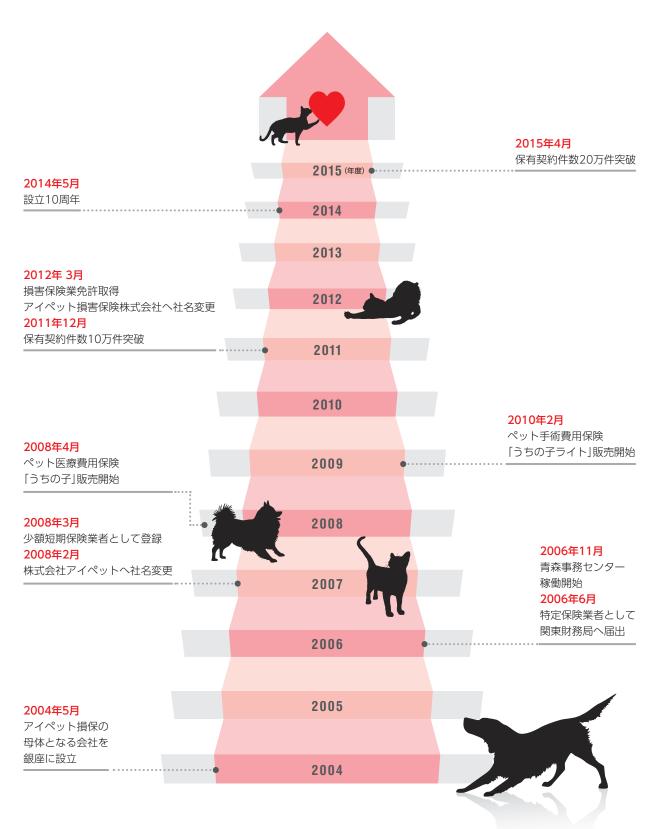
2016

INDEX

経営理念 / ご挨拶	1
アイペット損害保険とは	
アイペット損保の沿革	3
ペット市場を知る	4
2015年度の現況	5
ペット保険の仕組み	7
1 アイペット損害保険の取り組み	
私たちのビジネスプロセス	9
商品・サービスラインナップ	11
損害保険をより深く理解していただくために	13
保険募集	15
保険金のお支払い	17
お客さまの声をお聴きする	21
商品・サービス開発	23
2015年度のトピックス	25
地域・社会に対する取り組み	27
地域・社会に対する取り他の	2/
2 経営管理体制	20
コーポレートガバナンス体制	30
内部統制システムの構築	31
コンプライアンスの推進	32
社内・社外の監査・検査態勢	33
リスク管理体制について	34
健全な保険数理に基づく責任準備金の	
確認についての合理性および妥当性	34
個人情報保護	35
反社会的勢力への対応	37
利益相反取引等の管理	37
3 資料編	
1.会社データ	
経営の組織	39
役員等の状況	40
株主・株式の状況	41
会計監査人の状況	41
従業員の状況	42
店舗所在地一覧	43
2. 業績データ	
◆保険会社の主要な業務に関する事項	
直近の事業年度における事業概況	44
主要な経営指標等の推移	46
主要な業務の状況を示す指標等	46
主要は未初の状況であずる場合	55
期首時点支払備金(見積額)の	JJ
当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	56
	50
事故発生からの期間経過に伴う	г.
最終損害見積り額の推移表	56
◆直近の2 事業年度における財産の状況	
計算書類	57
リスク管理債権	65
債務者区分に基づいて区分された債権	65
保険会社に係る保険金等の	
支払能力の充実の状況	
(単体ソルベンシー・マージン比率)	65
時価情報等(取得価額または契約価額、	55
時価および評価損益)	67
で回じなり計画領量/ その他	67
عاره ی	0/
損害保険用語の解説	68
Jス LJ /ハバス/ 13 GL マンカキのル	\sim

アイペット損保の沿革

アイペット損保は、2004年に設立され、2016年5月で12周年を迎えました。ペットとの共生環境の向上と、ペット産業の健全な発展を目指し、さらなる歩みを進めてまいります。



詳細な会社沿革につきましては会社HPをご覧ください。

http://www.ipet-ins.com/

ペット市場を知る

国内ペット関連ビジネスの可能性

コアビジネスであるペット保険は、7倍以上の成長ポテンシャルがあると考えております。さらに周辺のペット関連ビジネスには、1.4兆円を超える巨大なマーケットが存在しております。

ペット関連 ビジネス規模 1 ** 4 ** 689 億円 矢野経済研究所推計(2015年度見込み)

7倍以上の 成長ポテンシャル ペット関連ビジネスの ポテンシャル ペット関連の商品・サービスが多様化され 市場はさらなる広がりを見せるものと 考えられます。

ペット保険市場規模

当社推計

ペット保険市場規模

430 億円

矢野経済研究所推計 (2015年度見込み)

出典: (株) 矢野経済研究所 「ペットマーケティング総覧2016年版」 (2016年3月)

ペット飼育頭数

2016年4月1日現在、日本の15歳未満の子どもの数は1,605万人。これに対してペットの飼育頭数は1,979万頭を超えていると推計されております。

9

15歳未満の子どもの数

1,605万人



ペットの飼育頭数

1,979万頭

出典:総務省統計局「人口推計」

- 般社団法人ペットフード協会 「平成27年 (2015年) 全国犬猫飼育実態調査」

ペット保険のマーケットシェア

ペット保険業界は、当社を含む上位2社でマーケットの約8割を占めております。

ペット保険 (保有契約件数ベース) 企業シェア2015年(実績)

その他 15.4% B社 7.5%

B社 7.5%

A社 **54.7**%

出典:株式会社富士経済

|| | 「2016年ペット関連市場マーケティング総覧」

総合傷病ランキング

総合傷病ランキング (種別、年齢不問) では、皮膚炎、 外耳炎、下痢などの傷病が多くなっております。

	総合傷病ランキング	全体に占める割合(%)
1	皮膚炎	12.3
2	外耳炎	9.7
3	下痢	7.5
4	000 土	3.9
5	腫瘍	3.8

2015年8月1日~2016年3月31日 当社への保険金請求件数をもとに作成(当社へ直接保険金請求があったもののみ)

平均手術診療費

平均手術診療費は10万円を超えております。

130,745

2015年8月1日~2016年3月31日 当社への保険金請求額をもとに作成(当社へ直接保険金請求があったもののみ)

2015年度の現況

保有契約件数、収入保険料ともに順調に推移しており、多くの方にアイペット損保のペット保険をご利用いただいております。また、アイペット対応動物病院制度にご協力いただける動物病院も増えております。

1

保有契約件数24万件を突破



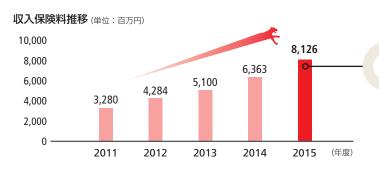
保有契約件数增加率

+27%

2015年度末の保有契約件数は、商品内容を高く評価いただき、前年末から約5万2千件増加し、24万9千件となりました。

2

収入保険料81億円を突破



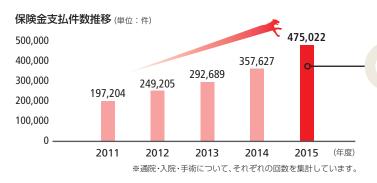
収入保険料増加率

+28%

契約数の増加に伴い、2015年度の収入保険料は前年末から約17億円増加し、81億円となりました。

3

保険金支払件数47万件を突破



保険金支払件数対前年比

十**11**万件

2015年度保険金支払件数は、47万5千件となりました。これからもより多くの「うちの子」の助けになればと思っております。

4

アイペット対応動物病院の展開

アイペット対応動物病院とは、診療費のお支払い時に当社の保険証を提示することにより、その場でお客さま負担分のみのお支払いとなる動物病院をいいます。(詳細は、P.17の「保険金のお支払い」をご覧ください。)

アイペット対応動物病院数

3,770病院

2016年3月末現在

代表的な経営指標

(単位	:	百万円)
-----	---	------

項目	平成26年度	平成27年度		
正味収入保険料(対前年比)	6,363 (+24.8%)	8,126 (+27.7%)		
正味損害率	34.6%	36.7%		
正味事業費率	50.9%	49.5%		
保険引受利益	502	297		
経常利益又は経常損失	△1,460	307		
当期純利益又は当期純損失	△1,249	106		
単体ソルベンシー・マージン比率	330.3%	379.2%*		
総資産額	5,278	6,978		
純資産額	2,069	2,674		
その他有価証券評価差額金	_	△2		

※当社における未経過保険料の 算定方式は、従来、純保険料を 基礎とした1/24法(月央基 準)によっておりましたが、顧 客保護の観点から、より保守 的に責任準備金を積み立てる ため、営業保険料を基礎とし た1/12法(月末基準)に変更 しております。

従来の方法により算定した場合、平成28年3月31日の単体ソルベンシー・マージン比率は337.0%となります。

正味収入保険料

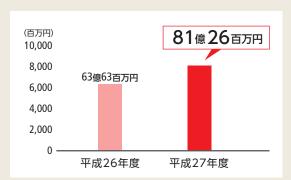
契約者から直接受け取った保険料に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとりを加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返戻すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。当社では再保険契約がないため、全額が契約者から受領した保険料となっています。

正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

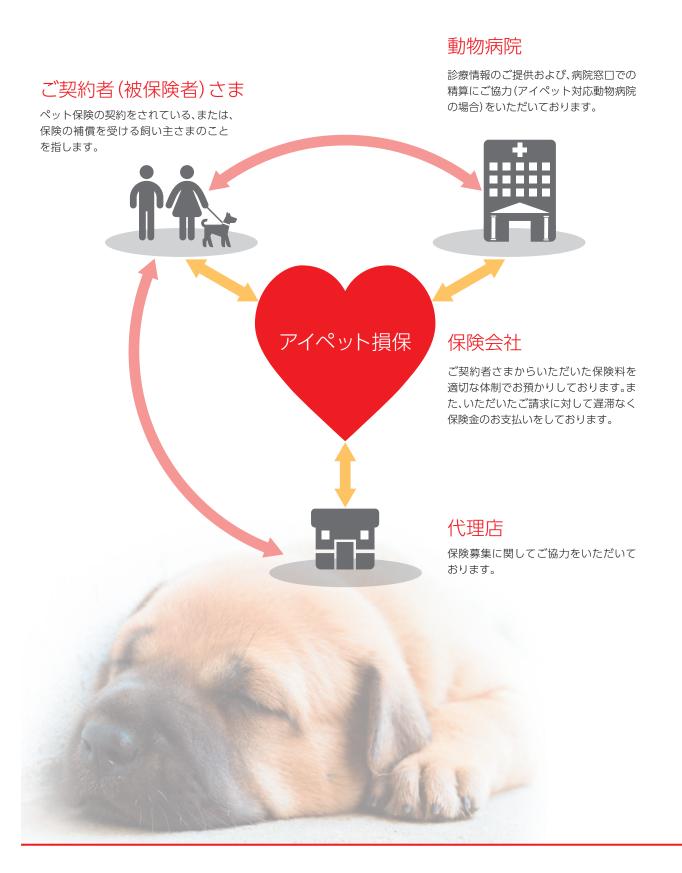






ペット保険の仕組み

ペット保険は、大切なペットが怪我や病気等によって動物病院に通院した際の診療費を補償することで、お客さまの不安と負担を軽くするものです。



アイペット損害保険 の取り組み

私たちのビジネスプロセス

私たちは常に お客さまのことを第一に考え、 最良の商品・サービスの提供に 努めてまいります。

私たちはお客さまにご納得して当社を選んでいただき、安心して商品をご利用いただくため、全組織が一体となって日々邁進しております。ペット保険の提供を通してペットとの共生環境を向上させることを使命とし、さらなる歩みを進めてまいります。

商品・サービス

いただいたお客さまの声をも とに、商品・サービス開発の 検討を行っております。

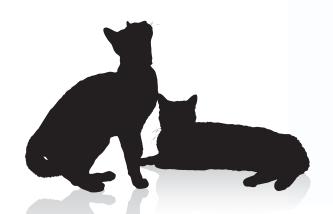
11ページ~



システム

ITを通じて、お客さまに「安心」で「安全」なサービスを提供することが、私たちの使命です。







お客さまに分かりやすく適切な商品説明を するため、代理店と信頼関係を築きながら 募集指導を行っております。

15ページ~



お客さま





お支払い

お客さまからいただいた保険金 請求に対してのお支払いを、適 切かつ迅速に行うことで「安心」 をお届けしております。

17ページ~







お客さまの声

常にお客さまの立場に立って、 信頼いただけるサービスを提供 できるよう心がけております。

21ページ~



商品・サービスラインナップ

当社ではお客さまのニーズに合わせ、ペットの通院から入院・手術まで幅広くカバーしたペット保険「うちの子」および「うち の子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット保険「うちの子ライト」の3つのタイプの 商品をご用意しております。

ペット保険

窓口精算 対応商品

ペットショップ また 限定商品

最初の1か月はペットの診療費を100%補償

ペットショップ代理店にて販売している商品で、ペットの体調が不安定に なりやすい"ペット購入後1か月間"は診療費を100%補償します。2か月目以 降はお客さまにお選びいただいた補償割合(70%・50%)を補償します。



窓口精算 対応商品

通院から入院・手術まで幅広く補償

大切なペットの通院・入院・手術の費用を補償プランに応じて補償。犬や猫の 病気・ケガをカバーするあんしんの医療保険です。病院窓口で保険証を提示する だけで、自己負担分のみの支払いが可能な対応動物病院制度に対応しています。



ペット保険

高額になりがちな手術費用を補償

保険料は月々780円から(猫・0歳の場合。犬は月々990円から)。高額になり がちな手術費用に特化し、保険料を抑えた商品です。ライトな保険料でありなが ら、手術と手術を含む連続した入院(10日間まで)の費用を90%補償します。



▶ ペット賠償責任特約 (オプション)

ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、被保険者さまが法律上の賠償責任を 負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬などをお支払いする特約です。追加保険料を支払うこ とによって付帯することができます。

各種割引制度

各種割引制度として、「多頭割引」「無事故継続割引」「インターネット契約割引」がございます。

各商品には支払限度額や支払限度日数(回数)があります。 詳しくは各商品のパンフレットまたは当社ホームページをご覧ください。



当社ホームページ http://www.ipet-ins.com/

アイペット対応動物病院(対応動物病院制度)

当社が提携している全国の動物病院(以下、アイペット対応動物 病院)で受診された場合、動物病院の窓口で当社発行の保険証を提 示すると、その場でお客さま負担分(保険で補償される金額を除い た額)のみのお支払いとなり、後日、保険金請求書類のご提出は必 要ありません。

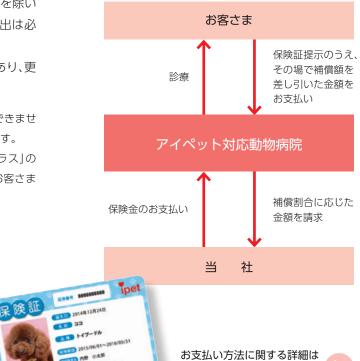
2016年3月末現在、3,770のアイペット対応動物病院があり、更 なる拡大を進めております。

- ●アイペット対応動物病院以外の動物病院では、窓口での精算ができませ ん。お客さまより直接当社へ保険金を請求いただく必要があります。
- ●ペット保険[うちの子ライト]およびペット保険[うちの子プラス]の 100%補償期間(第1保険期間)は窓口での精算ができません。お客さま より直接当社へ保険金を請求いただく必要があります。



窓口精算のイメージ

アイペット対応動物病院で診療を受ける場合



クラブアイペット



クラブアイペットとは、アイペット損保 と提携している全国の様々な施設やお店で、 当社のペット保険のご契約者・被保険者の 皆さまがご利用いただけるお得な優待サー

ビスです。

トリミングやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、し つけ教室、ペット雑誌、ペットグッズ等のペットとそのご家族に嬉 しい優待・情報サービスを順次追加し、さらにお得に、さらに便利 になっております。

今後も引き続きサービス拡充を行い、大切な家族の一員である ペットとそのご家族の皆さまに、より満足いただけるよう取り組 んでまいります。



17ページから

損害保険をより深く理解していただくために

損害保険の什組み

損害保険制度

損害保険とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な 事故によって生ずることのある損害を補償することを約束 し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応 じて保険料を支払うことを約束する契約です。保険制度の目 的は、多数のご契約者の皆さまの間で相互にリスクを分散し、 偶然の事故による損失を経済的に補償することにより個人 生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方 の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。し かし、多数のご契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をき ちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込み

には一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締 結の証として、保険証券等を作成・交付します。

再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保 険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はお客さまのために常に安定的、合理的な経営を 行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しか し、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危 険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受 けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転 嫁し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化 を図っています。この仕組みを再保険といいます。

※当社では再保険制度は活用しておりません。

約款について

約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約に基づいており、 さらに保険契約申込書に記載された内容(例えば、保険金の 支払限度、適用保険料の決定)は、個々の保険契約の具体的な 内容として保険契約者の皆さまおよび保険会社双方を拘束 するものとなります。

約款等に関する情報提供方法

当社は、ご契約にあたってよく理解していただく必要のあ る内容について、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく ご説明するための[パンフレット]や[ご契約のしおり]、[契 約概要1、「注意喚起情報1等を記載した重要事項説明書を作 成し、お客さまからの資料請求に対して迅速に対応しており ます。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お 客さまの利便性向上にも努めております。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、商品内容の重要な点をわかりやすく説明した「重 要事項説明書」や「パンフレット」、「ご契約のしおり」を用意し、 契約時にこれらをお客さまへ提供することにより、契約内容に ついて正確にご理解いただけるよう努めております。

また、当社は、保険契約申込書にて意向確認を行うことにより、 契約内容がお客さまのご意向、状況に応じた内容となっているこ とを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしております。

申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加 入のペットの年齢や品種等について正しく記入していただ く必要があります。保険契約申込書に記載された事項は、ご 契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。した がって、記入していただいた内容が事実と異なる場合には、 保険金等をお支払いできない場合もありますので、契約締結 時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

保険料

保険料の収受・返戻

保険料は、口座振替やクレジットカードによりお支払いい ただけます。

保険料は原則としてご契約と同時にお支払いいただくこ ととなっておりますので(これを「保険料即収の原則」といい ます。)、保険のお申込みをいただき、保険期間が始まっても、 保険料を払込みいただく前に生じた保険事故については保 険料を払込みいただくまで保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加 保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が 失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定 にしたがいお返しします。ただし、お返しできない場合もあ りますので、約款等をご確認ください。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当 社が主務官庁である金融庁から認可取得を行い適用してお ります。

なお、保険料は、純保険料(保険金の支払いに充てられる部 分)と付加保険料(保険会社の運営や募集の経費に充てられ る部分)で構成されております。

勧誘方針

当社では適正な金融商品の販売・勧誘に努めるため、 以下のとおり勧誘方針を定めています。

勧誘方針

- 1 損害保険商品(以下「保険商品」といいます。)の販売にあ たっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その 他の関係法令等を守り、適正な保険商品の販売に努めて まいります。
- 2 保険商品の販売にあたっては、お客さまに保険商品内容 を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研鑽に励み、 わかりやすいご説明に努めてまいります。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、ご加入目的、財産の状 況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿っ た保険商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
- 4 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立っ

て、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまい ります。

- 5 お客さまに関する情報は業務上で必要な範囲で公正に収 集・使用するとともに、厳重に管理する等、適正に取扱い ます。
- 6 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払につきま しては、ご契約の内容にしたがい、迅速、的確に手続が行 われるよう努めてまいります。
- 7 お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、保険商品の開 発・ご提供の参考にさせていただくとともに、適正な営業 活動に役立たせていただくよう努めてまいります。



契約締結の仕組み

代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っております。

通信販売による保険募集

通信販売での保険加入では、当社コンタクトセンターから 商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の 内容をご確認のうえ、保険契約の申込みと保険料の支払いを していただき、手続き完了となります。

また、当社ホームページでは、「ペット医療費用保険」、「ペット手術費用保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、ホームページで完了させることができます。



当社ホームページ http://www.ipet-ins.com/

代理店

代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社である当社と損害保険代理店委託 契約を締結し、これに基づき当社の代わりに保険募集を行い、 お客さまとの間で保険商品の内容の説明や、保険契約の媒介 をすることを基本的業務としております。

代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客さまに様々な情報を提供し、家族の一員であるペットに対する医療保険・賠償責任保険等を通じて、お客さまの経済生活の安定を図るという社会的役割を担っております。

代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は、保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

当社では、代理店で保険募集に従事する人は、一般社団法 人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」 に合格することなどを要件としております。

クーリング・オフ制度(契約申込の撤回等) について

本来、保険期間が1年以下の保険契約については、クーリング・オフ制度の対象とはされていませんが、当社では初年度契約に限り、原則としてクーリング・オフの対象としております。

この場合、お客さまが「ご契約をお申し込みされた日」または「クーリング・オフに関する説明書を受け取った日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、申し込みの撤回を行うことができます。

契約内容の確認に関する取り組み

ご契約の内容やお引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券や継続証等でご確認いただけます。

代理店教育

当社の代理店および募集人は、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識に関する研修を定期的に行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めております。

また、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」について、当社では原則として、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」に合格することを、保険募集を行う際の要件としております。この試験は5年ごとの更新制となっており、更新試験を受験することにより最新の業務知識等の理解度を確認し、募集人の資質向上を図っております。

代理店数

当社の代理店数は、2016年3月末現在、全国で885店です。

外務社員•代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

ペットショップの スタッフの皆さまとの

リレーションシップをベースに、

「ロイヤルオーナー」化への

取り組みを着実に進めています。



取締役 常務執行役員

田中 窓



現場力・人間力を高めて 代理店との関係を強化

アイペット損保は、コンタクトセンターやWEB経 由のほか、代理店などのチャネルを通じて保険を募集 しています。中でも代理店であるペットショップさま は、保険募集のメインであり、損害保険に関する情報 をお客さまに提供し、家族の一員であるペットとの生 活にもしものことがあった時の不安を取り除くため のお手伝いをしていただく大切なパートナーです。

代理店営業担当の使命は、新たな代理店の開拓と、 当社の保険商品をメインに扱っていただける代理店 さま(ロイヤルオーナー)を増やしていくことです。そ のために、私たちは「ペットショップさまへ足を運ぶ 回数は誰にも負けない」という自負と情熱を持って営 業活動を行っています。お問合せやご相談にきめ細か く対応する現場力・人間力こそが、当社の強みという ことができるでしょう。

適正なコンプライアンス体制の 構築を推進

現在の日本におけるペット保険普及率は5%程度で すが、ペットの飼育頭数等から見ると、ペット保険 市場は今後さらに拡大していくものと考えられます。 拡大する市場に対応していくためには、ロイヤルオー ナーさまはますます重要な存在になっていきます。し かし、ペット保険という商品特性上、保険募集の際の 情報提供や意向把握などの適正な業務の運用の徹底 や、法令順守に対する意識の向上は必須です。そのた めに、ショップのオーナーさまやスタッフの皆さまへ の勉強会の開催や、日常的な指導などを徹底して行っ ています。私たちは、今後も代理店と協力して、お客さ まとペットたちが、ペット保険を通じて安心して暮ら せる社会の実現のための一翼を担ってまいります。

保険金のお支払い

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金等のお支払いを、適切かつ迅速に行うことで、全国のお客さまに [安心]をお届けしております。

保険金請求の什組み

当社の保険金の請求方法は、 ご利用の動物病院によって以下の2通りとなります。

アイペット対応動物病院で診療を受ける場合*1

アイペット対応動物病院の窓口で当社の保険証を提示しますと、その場 でお客さま負担分のみのお支払いとなり、後日、保険金請求書類のご提出 は必要ありません。

※1ペット保険「うちの子ライト」およびペット保険「うちの子プラス」の100%補償期間(第1保険期 間) は窓□での精算ができませんので、お客さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

▶ アイペット対応動物病院とは

診療費のお支払い時に当社の保険証を提示することにより、その場でお 客さま負担分のみのお支払いができる動物病院をいいます。

▶ アイペット対応動物病院数

全国3.770病院(2016年3月末現在)の窓口で保険金請求手続きをして いただける対応動物病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応動物病院の窓口での精算による ものです。

▶ 動物病院をアイペット対応動物病院へ 推薦・お申込みをご希望の場合

対応動物病院はこのステッカーが目印です。



お近くの動物病院が一目でわかるように なりました。



ご契約者さまの場合は、ホームページにございます、「アイペット対応動物病院推薦フォーム(ご契約者さま向け)」、 動物病院ご関係者さまの場合は「アイペット対応動物病院申込みフォーム(動物病院さま向け)」に必要事項をご記入い ただき、ご送信ください。アイペット損保より、動物病院さまへご連絡いたします。

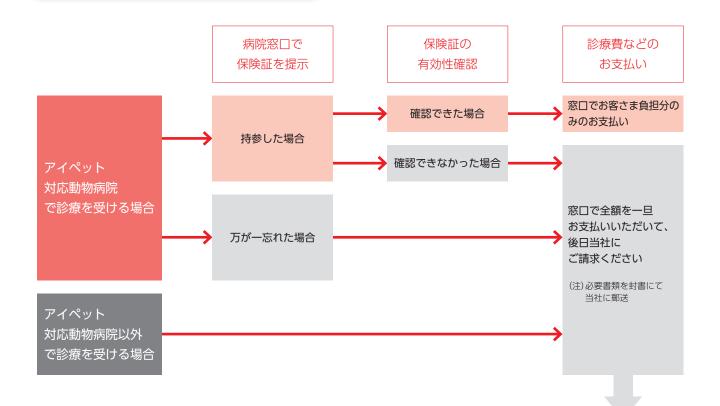
- ●ご契約者さまより推薦いただいた場合、動物病院さまの状況によりご要望に沿えない場合がございます。
- ●推薦・お申込みいただいてから、当社よりご連絡を差し上げるまでお時間をいただく場合がございます。

2 アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

「診療明細書(原本)」と「保険金請求書」の2点をアイペットに郵送し、保険金をご請求いただけます。「診療明細書」 が動物病院等で発行されない場合は、「保険金請求書」「領収書(原本)」の他「アイペット指定の診療明細書(原本)」が必 要となります。必要な書類が整いましたら、原則30日*2以内に保険金をお支払いします。

※2保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

お支払いまでの流れ



当社へ直接保険金をご請求いただく流れ

- 動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いのうえ 「診療明細書(原本)※1」をお受け取りいただきます。 ●文書発行・作成費用はお客さまのご負担となります。
- 「保険金請求書」をお客さまにてご記入いただきます。
- 必要書類を当社までご郵送いただきます。 ●保険金の請求には、必ず診療明細書の原本を送付してください。
- 必要書類がすべてそろいましたら、原則30日以内※2に保険金をお支払いいたします。

※1診療明細書が動物病院等で発行されない場合には、「保険金請求書」に加えて、「領収書(原本)」「アイペット指定の診療明細書(原本)」が必要となります。 ※ 2 保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

アイペット損保ホームページより、保険金のご請求に必要な書類をダウンロードいただけます。

「保険金請求書」や「アイペット指定の診療明細書(原本)」は、当社ホームページよりダウンロードいただけます。ま た、ご契約者さま専用のマイページ上では、証券番号等、当社へご登録いただいている情報があらかじめ記入された書 類をダウンロードすることができ、請求の際の手間が省けます。

また、お電話でも必要書類のご請求を承っております。

http://www.ipet-ins.com/keiyakusya/seikyu

※マイページ登録は無料で行えます。



保険金のお支払い

お問合せに対する体制



コンタクトセンター

当社は、全国のお客さまに「安心」をお届けするため、ご意見やご要望、ご質問等様々なお声を承る窓口として「コンタクトセ ンター」を設け、お客さまの声を大切に、親切・丁寧な対応を行っております。第18回「企業電話応対コンテスト」においては ペット保険会社では初となる「優秀賞」を受賞いたしました。

アイペットコンタクトセンター各種窓口

- ▶ 各種お問合せ/契約内容の照会・変更/保険金請求についてのご相談 など
 - ●お客さま総合ダイヤル

0800-919-1525 【受付時間】月曜日~金曜日 10:00~18:00

(フリーコール)

(土曜・日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせていただきます)

▶ 資料請求/商品に関するご案内 など

ペット保険へのご加入を検討されているお客さま専用の窓口です。

アイペット損保のペット保険商品に関するお問合せ、資料のご請求などはこちらの新規専用ダイヤルで承っており ます。

●新規専用ダイヤル

0800-111-1525 【受付時間】月曜日~土曜日 10:00~18:00

(フリーコール)

(日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせていただきます)

当社は、コンタクトセンターを自社スタッフで運営する体制を整えております。元動物看護師や動物好きなど様々なスタッ フがお客さま一人ひとりに寄り添った対応を行っております。2015年度は約15万件の各種お問合せをいただきました。





保険事務は事業の根幹であり、

お客さま目線で考え続けることが

さらなる成長のための キーポイントであると 考えています。

> 執行役員 業務管理部長 前田 兄太





正確で迅速な業務が お客さまとの信頼感を育む

業務管理部門では、新契約の引受、契約に関する保 全業務、保険金のお支払い、ご契約者さまからのお問 合せにお答えするコンタクトセンター業務、という4 つの業務を担っています。業務管理というと、バック オフィスとして他の業務を支えるサポート的なイ メージを持たれるかもしれませんが、お客さま(ご契 約者さま)と直接やり取りする機会も多く、保険業務 の根幹を成す部門となります。そのため、当部門がい かに機能するのかが、当社の成長に大きな影響を与え ると考えています。

日頃から心がけているのは、正確かつ迅速な処理を 行うことです。例えば、保険金の分かりやすく素早い お支払いこそが、ご契約者さまの利益にかなうことと 位置づけ、当社ではご請求から4~5日で、保険金をお 支払いできるよう、取り組んでおります。

お客さまの目線で考え 会社の成長に寄与

アイペット損保が、これから企業としてもう一段階 上のステージへと進んで成長していくためには、お客 さま目線で考えることを、これまで以上に大事にして いかなければならないと感じています。正確さと迅速 さだけでなく、さらにお客さまが求めているものが何 かを追求することで、利便性や商品の付加価値を高め、 お客さまにもっと喜んでいただくことができるよう になると確信しています。

最近では、従来にも増してスタッフからお客さま目 線の意見が積極的に発信されるようになり、主語が [私たち]から[お客さま]に変わってきていることが 感じられます。これからも、お客さまに対する価値を 創造する部門として、役割を果たしていきたいと考え ています。

お客さまの声をお聴きする

「お客さまの声」に対する当社の取組方針

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客さま サービスの向上を図ることが重要であると考えております。お客さまからの「相談」「苦情」は、お客さまが要求するサービスの レベルと当社が提供するサービスのレベルの差が具体的に表面化したものであると認識しており、お客さまからの「相談」「苦 情|を貴重な声として受け止めております。当社は「お客さまの声|を当社の施策や業務改善に反映させるとともに、より一層、 お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、対策を講じてまいります。

当社における「苦情」の定義

当社における「苦情」とは、「お客さまからの不満足の表明」としております。当社にお客さまから直接申し立てられたものだ けでなく、金融庁、財務局、国民生活センター、損害保険協会等の外部機関や代理店、動物病院などを経由して当社に連絡があっ たものも含みます。

また、「お客さま」とは、当社との保険契約の有無を問わず、広く一般の消費者を指します。

当社への「苦情」のお申し出方法

当社へのお申し出は、コンタクトセンターへのお電話または本社への郵送で行うことができます。

お電話 の場合

お問合せ先 アイペットコンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

電話番号 0800-919-1525(フリーコール)

03-5653-6068 (一般ダイヤル: 有料)

受付時間 10:00~18:00

受付日 月曜日から金曜日(土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます)

- ★フリーコールは、携帯電話からもご利用いただけます。
- ★IP電話やビジネスフォンのご利用でフリーコールに繋がらない場合は、一般ダイヤルをご利用ください。 (通話料はお客さま負担となります)
- ★サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

郵送 の場合

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル アイペット損害保険株式会社 お客さま相談グループ宛

また、当社との間で問題を解決できない場合、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行 うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

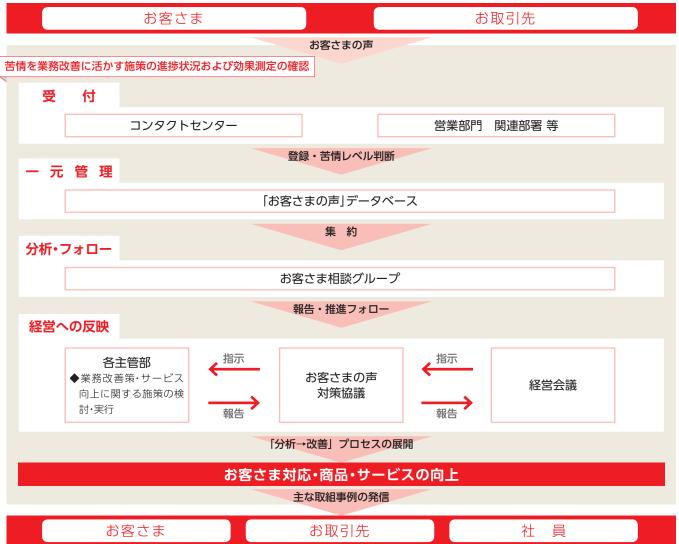
0570-022808

(ナビダイヤル: 有料)

【受付時間】月~金曜日/9:15~17:00(祝日・休日および年末年始を除きます。)

●IP電話をご利用の場合は、発信される地域により電話番号が異なりますので、詳しくは同協会ホームページをご参照ください。 http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/address/

「お客さまの声」に対する当社の態勢



「お客さまの声」受付状況(2015年度)

当社は、「お客さまの声」を大切にし、より多くの「お客さまの声」に耳を傾け、お客さまの満足度向上に努めております。 「お客さまの声」の受付状況をお知らせいたします。

(単位:件)

			件	数		
項目	2014年度	2015年度				
	(ご参考)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
契約・募集に関するもの	1,065	328	314	446	740	1,828
契約の管理に関するもの	751	220	227	255	455	1,157
保険金に関するもの	634	153	148	165	331	797
その他	137	42	46	66	171	325
合計	2,587	743	735	932	1,697	4,107

^{※2016}年度より「お客さまの声」について幅広く受け付け、当社に寄せられるご意見・ご要望についても計上することにしております。また、本運用に先立ち「お客 さまの声」の受付徹底を実施したことによって、2015年度第4四半期から受付件数が増加いたしました。

商品・サービス開発

既存サービスの改善・進歩

アイペット損保では昨今のスマートフォン・タブレット端 末の普及にあわせ、インターネット経由でのご案内・お申込 みの受付・お客さま向けサービス開発に力を入れております。

- ●ホームページ経由のお見積り・お申込み機能のリニューア ルを実施しました。この改善により、お見積り・お申込み途 中の入力情報を保存できる機能等が新たに追加され、お客 さまにご都合のよいお時間にしっかりとご検討いただけ るようになりました。
- 契約者さま向けマイページを新設し、保険の利用状況や保 険金の入金履歴の確認、一部の手続きをマイページにて 行っていただくことが可能になりました。このほかにも、 マイページ上では保険に加入いただいているペットの年 齢にあわせたコンテンツの配信をしており、ペットとの生 活に役立つ情報提供を行っております。今後も機能拡張を 継続し、お客さまの利便性向上に努めてまいります。
- ●ペット保険「うちの子」「うちの子プラス」にご加入いただ いているお客さまが、お支払い時に対応動物病院の窓口で 補償を受けられる[アイペット対応動物病院制度]があり ます。対応動物病院数を増やすことで、より多くのお客さ まにご利用いただきたいと考えております。そのため、動 物病院から対応動物病院制度のご利用申請ができる仕組 みと、お客さまから推薦を承る仕組みを開始しました。

異業種との新たな取り組み

- ●2015年4月、NTTドコモと包括契約および代理店契約を 締結し、ドコモのペット保険が誕生しました。NTTドコモ が発行する[dアカウント]を持つお客さまに対して「ドコ モのペット保険 トータルケア/手術ケア」を販売しており、 アイペット損保はその引受損害保険会社として協力して おります。
- ●全国のペット里親募集情報を提供するサイト「ペットのお うち」が実施する「PET-IDタグ」の普及活動に協賛してお ります。「PET-IDタグ」は、ペットのおうちに登録された ペットに与えられた固有のIDが刻印された迷子札で、 [PET-IDタグ]を身につけたペットを保護した際は、「ペッ トのおうち]を経由してご自身が保護していることを飼い 主さまに伝えることができ、災害時や不測の事態への備え になります。





PET-IDタグ





保険募集チャネルの多様化や ペット保険を核とした 新たな取り組みを通して、 広く社会に貢献していきます。

> 執行役員 事業戦略室長 萩野 研介



拡大余地の大きい市場で、 募集チャネルの開拓を推進

現在の日本のペット保険市場は約430億円といわ れていますが、ペット保険の普及が進んでいる海外に おける現状に鑑みると、3,000億円程度まで拡大する 余地は十分にあると考えています。

その状況を踏まえ、当社では、現在の主要チャネル であるペットショップ以外の代理店やWEBを介した 保険募集チャネルの開拓にも力を入れています。 2015年4月には、株式会社NTTドコモとのアライア ンスを実現させ、「ドコモのペット保険」の提供を開始 しました。このように、新たなチャネル開発を通して、 ペット保険の認知度を高めていくとともに、当社の ペット保険のシェアを拡大することによって、ペット とともに生活される皆さまのもしもの時の不安を取 り除くという、ペット保険の持つ使命を果たしていき たいと思います。

ペット保険を核とした 社会課題への取り組みを積極化

ペットを取り巻く状況の中で、最も社会課題として 話題となるのが殺処分です。この問題の解決策として 「保護・譲渡活動」が注目されていますが、当社では大 手の譲渡団体と提携することで、ペット保険の普及と 同時に、社会が抱える課題の解決に取り組んでいます。

また、ペットの世界でも高齢化・長寿命化が進み、慢 性疾患の増加という問題が顕在化してきています。 ペット保険が、そのセーフティネットとしての役割を 果たす可能性の検討なども始めています。そのほかに も、ご高齢の飼い主さまが安心してペットと暮らせる 仕組みや、災害に遭われた飼い主さまとペットのため の支援策の検討・推進など、ペット保険を核とした社 会課題に取り組むことで、「なくてはならない存在」と して認識される企業を目指してまいります。

保

ドコモ向けの商品開発 (マット保険



株式会社NTTドコモとペット医療費用保険およびペット手術費用保険の包括契約、ならびに募集代理店業務委託契約を締結し ました。愛犬もしくは愛猫が病気やケガをした際、動物病院でかかった費用の一部を補償するペット保険サービス「ドコモのペッ ト保険」を、当社を引受損害保険会社として2015年4月1日より提供開始いたしました。

| 当社の保険商品が連続受賞

株式会社カカクコム(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:田中 実)が発表した「価 格.com保険アワード2016ペット保険の部」において、アイペット損保の主力商品である 「うちの子ライト」が2年連続第1位に選ばれました。同商品は、楽天リサーチ株式会社(本 社:東京都世田谷区、代表取締役社長:田村 篤司)を使用した調査においても「手術補償特 化型部門」にて、3年連続で第1位を獲得しております。なお、当社は「"猫の保険"新規契約 数」「(ペット保険)新規インターネット経由契約数」においても第1位となっております。





▲「アイペット対応動物病院検索」サイトのリニューアル

従来の「アイペット対応動物病院検索」サイトを大幅にリニューアルし、全国の飼い主さ まにご利用いただける、「全国動物病院検索」サイトを12月にリリースいたしました。リ ニューアル後のサイトには、アイペット対応動物病院のみならず、全国最大規模*の動物病 院数を掲載しております。この結果、多くの飼い主さまからご利用いただけるようになり ました。併せて「エリア」「距離」「キーワード」検索機能を追加することで、ご希望の条件か ら簡単に動物病院を検索できるようになりました。また、アイペット対応動物病院ごとの 診療理念や院長先生の情報を掲載することにより、お客さまがご自身の希望に合った動物 病院をお探しいただけるようになりました。

※全国動物病院の約75%に相当します。 掲載動物病院数:8,640件(2015年11月時点)

全国動物病院数:11,259件(平成26年飼育動物診療施設の開設届出状況(診療施設数)、農林水産省より)



┃ご契約者さま向けマイページの新設・リニューアル

2015年8月よりご契約者さま向けマイページをオープンいたしました。マイページは各 種お手続きやご契約内容の照会などが、インターネットでいつでもご利用いただけるご契 約者さま専用のページです。ご契約者さまの利便性や満足度を高めることを目的としてお ります。



スマホ版

○現在マイページでご利用いただける機能(2016年3月末時点)

【各種お手続き】

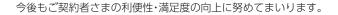
- ●ご契約者さま情報の照会・変更●ご契約内容の照会・変更
- ●各種お手続きに必要な書類の取り寄せ●ペット写真の変更

【保険金請求関連】

●保険金支払履歴の確認●保険金請求書のダウンロード

【その他の機能】

- ●しつけや病気に関する記事の閲覧●アイペット対応動物病院の検索
- クラブアイペットの利用





PC版

■3つの自社メディア「ワンペディア」「にゃんペディア」「PEDGE」をリリース

2015年10月に3つの自社メディアをリリースいたしました。「ワンペディア」「にゃんペディア」とは、「獣医師をはじめとする ペットの専門家の方々から情報をいただき、ペットに関する知識を広く提供する | ために作られた犬・猫辞典です。

ペットと飼い主さまの生活をより豊かで幸せなものにするために、日々の生活の中で生じる様々な問題を解決するための正し い知識をお伝えします。

「PEDGE (ペッジ) は、「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトに、先進的な取り組みや社会的意義のある取り組みをされ ている個人・企業・団体を紹介するインタビューサイトです。ペット業界の従事者、または同業界に興味・関心がありペット業界の トレンドをいち早く得たいとお考えになる方にとってお役に立つメディアとなることを目指しております。



クシ ワンペディア





|「ワン!にゃん! おでかけマッピング|企画の実施

夏休みの行楽シーズンに合わせて、ペットとお出かけを した時の位置情報と写真を一緒に投稿いただく企画、「ワ ン!にゃん! おでかけマッピング | を実施いたしました。 観光地はもちろん、近所のカフェやお散歩コース等、多く のおでかけスポットを登録いただきました。

今回のイベントで他の飼 い主さまがペットとどのよ うな場所にお出かけしてい るのか、飼い主の皆さまに 新たな[気づき]を提供した いという想いを込めた企画 となっております。



|「ワン!にゃん!カレンダー| 企画の実施

「2016年アイペット公式カレンダー」に掲載する写真 を募集する企画、「ワン!にゃん!カレンダー」を実施い たしました。季節を感じさせる写真や面白写真など、飼 い主の皆さまから期間中に投稿いただいた写真は、延べ 39,773件となりました。厳正なる審査の上選ばれた72 名の方の愛犬・愛猫のお写真は、アイペット公式カレン ダーのモデルに採用させていただきました。モデルに採 用された皆さまには、カレンダーをプレゼントいたしま した。当社は、ペットと飼い主さまの豊かで幸せ溢れ る生活を共有できるような企画を今後も実施してい

きたいと思ってお ります。



第2回 「ワン!にゃん!かるた|企画の実施

年末年始にかけて、飼い主さまならどなたでもご参加いた だける企画、「ワン!にゃん!かるた」を2014年度に引き続き、 2015年度も実施いたしました。日常生活の中でなにげなく 撮った、多くの方に見てほしい自慢の写真などを「絵札」とし て、「絵札」にお選びいただいた写真のコメントを「読み札」と してセットで投稿いただきました。

第1回目の約3.500件を大幅に上回る約7.300件の投稿を いただきました。



飼い主さま向け 交流イベントの開催

web上でのイベントに留まらず、飼い主の皆さまを対象と したリアルイベントを開催いたしました。飼い主さま同士の コミュニケーションを促進し、情報交換の場を提供したいと いう想いからイベントの開催に至ることとなりました。これ までに、「ペットへの癒しマッサージ講座」「獣医師が伝えるワ ンちゃん健康食セミナー&体験料理教室」など、ペットとの生 活がより充実するような体験型のイベントを実施しておりま

す。参加者の方からは、 「他の飼い主の皆さまと 交流できて良かった」や 「ぜひ、またイベントに 参加したい]といったご 満足のお声を多数いた だきました。

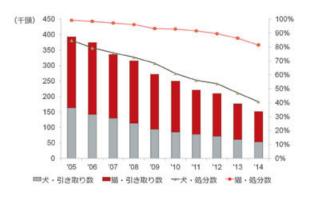


地域・社会に対する取り組み

ペットとの共生環境の向上に向けて

アイペット損保では、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という 経営理念のもと、ペットの社会的地位を向上させるための各種啓蒙活動や、ペット保険を通じて飼い主の皆さまとペットが安 心して暮らせる社会の実現にむけて事業を運営しております。

当社の向き合う社会課題



出典:平成26年度 環境省 「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」をもとにアイペット損保にて作成

犬・猫が殺処分される前に、動物保護団体等が保護した犬・猫のことを一 般的に「保護犬」、「保護猫」と呼んでおります。 日本では「動物の愛護及び 管理に関する法律(動愛法)」があり、それに基づき各都道府県には動物愛 護センターが設置されております。こちらに保護された「捨てられたり迷 子となって預けられた犬・猫」が無事動物愛護センターから出られる割合 は、猫の場合収容された数の20%未満といわれております。何故なら保護 した日から、5日~1週間後*には殺処分されてしまうからです。

動物愛護センターや動物愛護団体、ボランティアの活動、また譲渡会の 認知向上により、年々殺処分の数は減少しておりますが、残念ながらまだ まだ殺処分が行われている事実があります。1日でも早く殺処分ゼロが実 現できるよう、アイペット損保では動物愛護に取り組んでいるNPO法人 等への支援を行うとともに、従業員ボランティアを行い、殺処分ゼロに向 けて取り組んでおります。

※狂犬病予防法により定められた収容期間は3日間ですが、実際は各自治体の条例に定め られた日数(5日~1週間)となります。

殺処分ゼロに向けた、「ふるさと納税」を 活用した活動支援

当社は、世界の難民や被災者の生命を守る緊急人道支援、復興・開発支 援を行っている特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(広島県 神石高原町、代表理事:大西健丞)の理念に賛同し、2014年11月より活 動を支援しております。

「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトでは、犬・猫の殺処分数が全国 ワースト(2011年度)を記録した広島県を拠点に、殺処分寸前の犬や迷 い犬らの保護、譲渡に取り組んでおり、これまで568頭を保護し、うち 309頭を譲渡・元の飼い主に返還してきました(2016年3月末時点)。ま た、災害救助犬の「夢之丞」など、保護した犬を災害救助犬やセラピー犬 に育成する活動も行っております。アイペット損保では、「殺処分ゼロ」 の実現に向けた環境を作り出すことを使命の一つと位置づけ、ふるさと 納税制度を活用した寄付活動により、当社契約者の皆さまおよび当社従 業員から合計8,043,000円の寄付を行いました(2016年4月末現在)。

集められた寄付金はピースウィンズ・ジャパンが新しく建設している 犬舎の建設費用の一部等に使われております。





2016年5月に完成した新犬舎

従業員によるボランティア活動

アイペット損保の2016年度新卒社員を対象とした新人研修の一環で、 ピースワンコ・ジャパンを訪問し、保護犬の世話をするボランティ ア研修を実施しました。

ボランティアでは、主に「散歩」「シャンプー」「爪 切り」「給餌」を体験しながら、保護犬との触れ合 いを通じて、保護犬のおかれている状況につい て理解を深めました。ペットとの共生環境の向 上を目指し、今後も従業員によるボランティア 活動を推進してまいります。





小学生を対象とした、 動物愛護精神の普及、啓蒙活動への支援

小学生に動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人 ワンコレクション(東京都港区、代表理事:道躰 雄一郎)の活動を支援し ております。この活動は、子供たちに命の大切さを学んでもらうととも に、子供たちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としており ます。授業では、講師からの一方的な講義だけではなく、子供たちが実際 に犬に触れる機会を設けることで、これからの動物との「共生」の時代に 向けて、動物との接し方を学べるようになっております。





災害救助犬ボランティア・ベンダー の導入

本社執務フロア内の自動販売機に、「災害救助犬ボランティア・ベン ダー」を導入しております。ボランティア・ベンダーとは、「ボランティ ア・ベンダー協会」の社会貢献型自動販売機で飲み物を1本購入すると、 3円が寄付金となって指定の公益団体へ寄付できるという仕組みです。 当社では、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を導入し、一般社団法人 ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っております。





経営管理体制



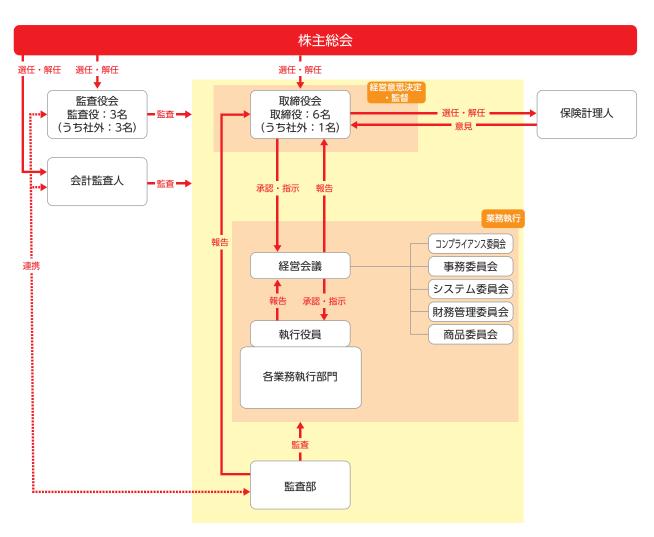
コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は"健全かつ安定した事業運営"、"保険契約者さまの保護"、"お客さまの利便性向上"および"透明性のある経営"を軸とし、これらを推進する経営体制を構築し、当社の企業価値向上に努めています。

コーポレートガバナンス体制図

(2016年7月1日現在)



内部統制システムの構築

① 取締役、執行役員および使用人の職務遂 行が法令および定款に適合することを確 保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人(以下、「役 職員 といいます。) の職務の執行が法令および定款に 適合することを確保するために必要な体制を以下の通り 整備しております。

a. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員の 職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が 法令等に適合していることを確認しております。 また、経営会議の下部機関として「コンプライアンス 委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態

勢の全般的統制・管理を行っております。

- b.コンプライアンス委員会においては、コンプライアン ス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライア ンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理 するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置 しております。
- c. 内部監査部門として執行部門から独立した「監査部」 を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に 係る内部統制の整備・運用状況について実査および評 価を行っております。内部監査結果については、取締 役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への 連携を行っております。
- d. コンプライアンス推進部門が専用通報相談窓口を設置 し、法令遵守の観点より問題が生じた場合(懸念を含 む)には、公益通報者保護法に基づく通報を行うこと が可能な体制を整備しております。
- e. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、 コンプライアンス委員会で対応体制を整備し、社内啓 蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携し て毅然たる対応を行っております。

② 取締役、執行役員の職務執行に係る情報 の保存および管理に関する体制

- a. 社内規程を定め、取締役会等の重要会議の議事録およ び関連資料その他取締役および執行役員の職務の執行 に係る情報を保存および管理の徹底を図っております。
- b. 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧でき るものとしております。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の 体制

a. 取締役会で適切なリスクマネジメントを行うため、リ

- スク管理規程を定め、各種リスクについて常に把握で きる体制を整備しております。
- b.リスク管理の状況については「監査部」の内部監査に より有効性の検証、不備是正勧告等を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われる ことを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保す るために毎月1回以上の取締役会を開催し、迅速な意 思決定を行うため、必要に応じ、臨時取締役会および 電子による取締役会を開催し、重要な決定を行ってお ります。
- b.社内規程、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正 かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっており ます。

⑤ 当社における業務の適正を確保するため の体制

- a. 取締役会の他、毎月2回以上経営会議を開催し、両会 議へ業務の進捗状況を報告することにより、業務の適 正を確保しております。
- b. 「監査部」の内部監査により業務の実施状況の検証、 是正勧告等を行っております。

⑥ 役職員が監査役に報告する体制その他監 査役への報告に関する体制

- a. 役職員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全 社的に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは速やか に報告しております。
- b.報告の方法については、取締役と監査役会との協議に より決定しております。
- c. 監査役は必要に応じて、役職員に対して報告を求める 体制としております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われる ことを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的 に会合を開催しております。
- b.監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執 行における状況を把握しております。
- c. 役職員は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対 し、協力する態勢をとっております。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス体制について

コンプライアンス基本方針

当社は、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを 経営上の最重要事項の1つと位置づけて取り組んでいます。当社の役員は、コンプライアンスが当社の信頼の維持、業務の 健全性および適切性の確保のために必要不可欠であることを認識し、自ら率先してコンプライアンスを推進しており、役職 員は当社の経営方針に基づき、コンプライアンスを実践しております。

コンプライアンス推進態勢

当社は、会社全体としてコンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審 議することを目的とした代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスの推進に関 する実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において毎年度策定し、推進状況を適宜点検し、適切な 運営を確保しております。

また、コンプライアンス推進部門として、コンプライアンス・リスク管理部を設置しており、「コンプライアンス・マニュ アルトの策定やコンプライアンス研修の実施、社内における業務執行時の適法性のチェック(リーガルチェック)を実施す ることで、コンプライアンスの推進を行っております。

さらに、コンプライアンスの推進・啓蒙・遵守状況の確認等を担う責任者として、各部門長を「コンプライアンス・オフィ サー」として配置しており、この役割を補助する「コンプライアンス・オフィサー補佐」を配置することで各部門の実態に 合わせたコンプライアンス推進活動を行うことができるだけではなく、万一、法令等の違反行為または法令等の違反のおそ れがあった場合には、社内での早期発見、迅速な是正等が行える態勢を構築しております。

■コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、本 委員会において法令等遵守態勢等の分析を行い、それに基づく対応を検討・実施することで適切な運営を確保しております。

■コンプライアンス・マニュアル

全役職員へのコンプライアンス推進を目的として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し配布しています。また、 コンプライアンスに対する意識向上のため、コンプライアンス研修等を定期的に行うことで、周知徹底を図ってまいります。

●コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの推進に関する実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、コンプライアン スの取り組み状況について適官点検し、コンプライアンス委員会および取締役会に報告をすることで適切な運営を確保し ております。

●コンプライアンス推進会議

定期的にコンプライアンス・オフィサーまたはコンプライアンス・オフィサー補佐が中心となって、コンプライアンス 推進会議を開催しています。本会議は、各部門からの独立性を確保しつつ、コンプライアンス・リスク管理部と連携した うえで、「全社的なコンプライアンス情報の共有と各部門における周知」および「各部門におけるコンプライアンス推進上 の課題の共有と対策の検討」を行っております。

内部通報制度

全役職員が、組織的または個人的なコンプライアンス違反を直接相談・通報する「内部通報制度」を構築しています。 本制度により、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図ることで、コンプライアンス推進態勢を強化しております。

社内・社外の監査・検査態勢

当社では、内部監査部門として、社内の各部門から独立した組織である「監査部」を設置し、内部監査を実施しています。内部監査は、取締役会において決定された「内部監査方針」「内部監査計画」に基づき、すべての部門を対象に実施されます。

社内の監査態勢(内部監査)

1. 内部監査の目的

内部監査は、会社の業務が法令・社内規程等のルールに則って実施されているかなど、法令等遵守態勢を含む内部管理 態勢の適切性・有効性・効率性について、他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価し、課題の改善に向けて指摘・ 提言を行います。

それにより、当社業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼を得られる企業であり続けることを目的としています。

2. 内部監査の対象および概要

内部監査は、営業部門、損害サービス部門、本社部門など、すべての部門における業務活動を対象に実施されます。 内部監査の実施に際しては、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づき、法令等遵守態勢、情報管理態勢、保険募 集管理態勢、保険金等支払管理態勢等について、各部門の責任者や担当者に対するヒアリングおよび現物監査を実施し、 その実効性の確保に努めています。

また、社内の部門だけでなく、当社代理店および外部委託先企業に対しても監査を実施しています。

代理店については、保険募集の適切性を確保するため、当社代理店に直接訪問し、保険募集人に対するヒアリングおよび現物監査を実施しています。

外部委託先企業についても、当社業務の委託先に直接訪問し、当社のお客さま等に関する情報管理が適切に行われているか、委託業務が委託契約に従い的確に遂行されているか等について監査を実施しています。

3. 内部監査の結果

内部監査実施後、監査対象部門に対し監査結果を通知し、是正・改善計画の提出を求めます。その後、是正改善状況の進捗についてフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。

また、内部監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

社外の監査・検査態勢

当社では、新日本有限責任監査法人による会社法に基づく法定監査を受けています。

また、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

リスク管理体制について

当社は、高い社会性・公共性を有する損害保険会社とし て、ペット保険の募集ならびに保険金支払等のサービスの 提供を通じ、お客さまや株主さまの期待と信頼に応えるこ とにより、経営の健全性・安定性を維持しつつ、永続的に 発展していくことを目標としています。その目標実現のた め、直面するリスクを的確に把握し、これらを適切に管理 することが必要となります。また、その取り組み推進にあ たっては実効性のあるリスク管理態勢を構築・維持するこ とが不可欠であると認識しています。

【リスクの的確な把握と的確な管理】

当社が抱えているリスクは、「保険引受リスク」「事務リ スク」「システムリスク」等であり、これらのリスクの中に は経営に重大な影響を及ぼす危険性を持つものもあります。 経営の健全性・安定性を確保するため、以下のことを全社 的に取り組むことで、統合的リスク管理を行っています。

- 1. リスクの的確な把握
- 2. 把握したリスクの分析
- 3. 戦略目標を踏まえたリスク管理態勢の構築
- 4. 収益部門と分離されたリスク管理部門の設置
- 5. 適正な管理態勢の整備・維持

当社では重点的に取り組んでいるリスクを「コア・リス ク」として位置付けていますが、例えば「コア・リスク」 には以下のリスクが含まれます。

「保険引受リスク」

経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反し て変動すること等により、損失を被るリスク

「事務リスク」

当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等 を起こすことにより、当社またはお客さま等が損失を被る リスク

「システムリスク」

システムダウンまたは誤作動、セキュリティ対策の不備 等が原因となって、当社またはお客さま等が損失を被る リスク

【実効性のあるリスク管理態勢の整備】

当社は、リスク管理重視の事業運営を経営の最重要課題 のひとつとして位置づけ、「リスク管理規程」を取締役会 で定め、リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

具体的には、取締役会、経営会議および各委員会におい て社内規程やマニュアル、リスク管理手法、経営層を含む リスク管理体制等、内部管理全般にわたり適宜見直しを 行っています。各種のリスク管理は第一義的には各々のリ スクに係わる業務を所管する部門において、リスクの把 握・分析・評価および管理を実施します。コンプライアン ス・リスク管理部は各種リスク管理状況のモニタリングや 経営陣への報告を行います。さらに、こうしたリスク管理 の実効性について、内部監査部門が検証を行っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどう かを確認しています。

この確認は、関係法令のほか社団法人 日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づ き行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対 象はありません。

個人情報保護

当社は、お客さまの氏名・住所・契約内容等の情報につい て、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により 取得しています。それらの情報については、保険契約の引受、 管理、保険金の支払い、お客さまのニーズにあった保険商品 およびサービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では「個人情報の保護に関する法律」および 関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、社内お よび代理店の教育、また適宜モニタリングを行うことで、 個人情報の管理の徹底に取り組んでいます。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについては、以下の とおりプライバシー・ポリシーを定め、当社ホームページ (http://www.ipet-ins.com/policies/privacypolicy. html) にて公表しております。

プライバシー・ポリシー (個人情報保護に対する基本方針)

1.個人情報に対する基本姿勢

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険 事業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情 報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他の関連 法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラ イン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険 協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し て個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について は、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指 針に従って適切な処置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員 への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取 り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱 いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直 し、改善いたします。

2.個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、個人情報の保護 に関する法律に従い公正な手段により個人情報を取得しま す。当社では、主に保険契約の申込書、取引書類、保険金 請求書、アンケートなどにより個人情報を取得します。ま た、キャンペーン等の実施により、インターネット・はが きなどで個人情報を取得する場合のほか、各種お問合せ、 ご相談等に際して、内容を正確にするため、通話の録音な どにより個人情報を取得することがあります。

3.個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、以下の目的および下記 6. 「個人データの共同利用」に掲げる目的を達成するため に必要な範囲内でのみ利用しそれ以外の目的には利用しま せん。利用目的はホームページで公表するほか、申込書・ パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する 場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ 等に公表します。

- (1) 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販 売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、 損害査定業務、損害調査業務等)を行うため
- (2) 当社グループ会社・提携先企業会社・当社代理店 の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミ ナー等に関する情報の案内のため
- (3) 他の事業者から個人情報 (データ) の処理の全部 または一部について委託された場合等において、 委託された当該業務を適切に遂行するため
- (4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケート等によ る保険商品や関連するサービス等の研究・開発の ため
- (5) 当社社員の採用、当社代理店の新設および維持・ 管理のため
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知およ び再保険金の請求のため
- (7) お問合せ・依頼等への対応のため
- (8) その他お客さまとのお取り引きを適切かつ円滑に 履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱 うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場 合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4.個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に 個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲で外部の情報処理業者、 当社代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社等との間で共同利用を行う場合
- (4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合
- (3) および(4) については、下記6. 「個人データの 共同利用」をご覧ください。

5.個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人 データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、 外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の 選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認 するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。 当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱い を委託します。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

6.個人データの共同利用

当社は当社のグループ会社等との間で、その取り扱う商 品・サービスを案内または提供するために、ならびに当社 を連結子会社としている株式会社ドリームインキュベータ による子会社の経営管理のために、各社間で次の条件のも と、個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子 メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書 等に記載された契約内容
- (2) 管理責任者:アイペット損害保険株式会社

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行 われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、 個人データを共同利用します。また、当社では、当社代理 店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会 社との間で、当社代理店等の従業者に関する個人データを 共同利用します。また、当社代理店への委託等のために一 般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試 験の合格者等の情報に関する個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会の ホームページ (http://www.sonpo.or.jp) をご覧ください。

7.センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政 治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。)、労働組 合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医 療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下 「センシティブ情報」といいます。) を次に掲げる場合を除 くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な運営を確保する必要性から、ご本人 の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティ ブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要 な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用 または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、 政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属も しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報 を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要が ある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進の ために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を 受けた者が法令の定める事務を遂行することに対 して協力する必要がある場合

8.個人データの安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損 の防止、その他個人データ安全管理のため、取扱規程等の 整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分な セキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質 問については、下記お問合せ窓口までご連絡ください。

9.保有個人データ等に関するお問合せ窓口

ご契約内容に関するご照会、当社の個人情報の取扱いや 保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正・利用停 止等に関するご照会については、下記の【お問合せ先】ま でお問合せください。当社は、ご照会者がご本人であるこ とを確認させていただいたうえで、対応いたします。また、 当社の保有個人データに関する事項については、当社所定 の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則 として書面で回答いたします。開示請求については、回答 にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。 当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不 正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更 させていただきます。当社は、個人情報の取扱いに関する 苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

【お問合せ先】

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

フリーコール:0800-919-1525

受付時間: 月曜日~金曜日 10:00~18:00

(土曜・日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせて いただきます。)

10.認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本 損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者 の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けており ます。

<お問合せ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 7 階

電 話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日および年末年 始を除く)

ホームページアドレス http://www.sonpo.or.jp/

反社会的勢力への対応

当社では、反社会的勢力と一切の関わりを持たないこと が公共性の高い事業を営む損害保険会社として重要である と考えており、以下に掲げる反社会的勢力に対する基本方 針を取締役会で決定し、反社会的勢力に対する態勢整備と 毅然とした対応に努めています。

(反社会的勢力に対する基本方針)

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・ 社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害 を防止するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する 基本方針」を定め、適切な対応を図るとともにこれを遵守 します。

1. 当社は、本方針に従い社内規則を設けて、担当者や 担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トッ プ以下、組織全体として反社会的勢力に対応する。

- 2. 反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当 要求を断固拒否するとともに、取引関係(提携先を 通じた取引を含む)を含めて一切の関係を遮断する ことに努め、公共の信頼を維持し適切かつ健全な業 務の遂行を確保する。
- 3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取 引および便宜提供は行わない。
- 4. 反社会的勢力による不当請求等がなされた場合には、 積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法 的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。
- 5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警 察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専 門機関と緊密な連携を図る。
- 6. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、 対応する役職員の安全を最優先に確保するとともに、 迅速な問題解決に努める。

利益相反取引等の管理

当社では、当社等が行う取引に伴いお客さまの利益が不当 に害されることがないように利益相反に関する方針を定め、 お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に 管理し、お客さまの利益を保護することに努めています。

(利益相反管理基本方針の概要)

1. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当 社のグループ金融機関が行う業務(保険会社が保険業 法上行う業務に限ります。) のうち、お客さまの利益を 不当に害するおそれがある取引をいいます。なお、当 社は以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- (1) お客さまの利益と当社等の利益が相反するお それのある取引
- (2) お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利 益が相反するおそれのある取引

2. 管理の方法

当社は利益相反管理の対象となる取引について、次 に掲げる方法およびその他の方法を選択、または組み 合わせすることにより管理を行います。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行 う部門を分離する。
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引条件等を変 更または中止する。
- (3) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害 されるおそれがあることを、お客さまに適切 に開示する。

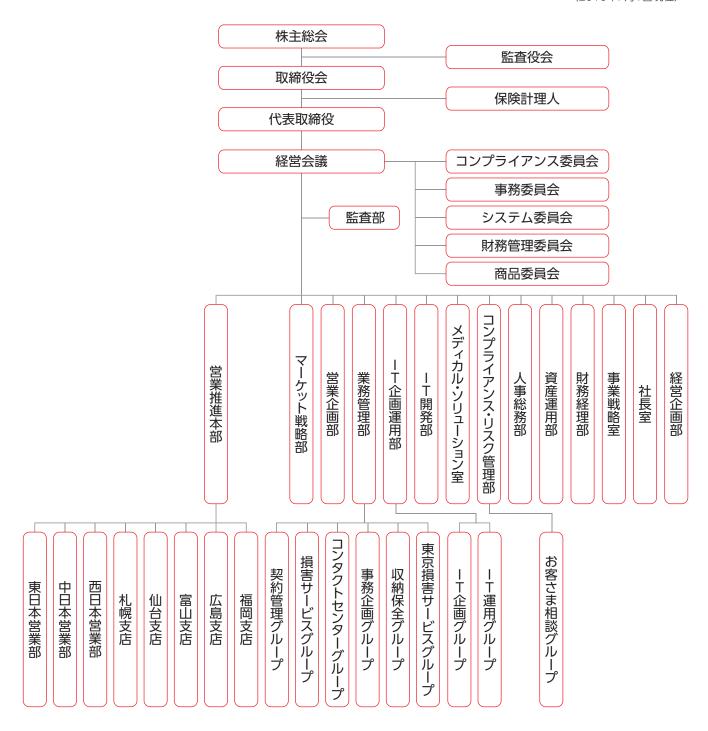
3. 管理体制

当社はコンプライアンス・リスク管理部を利益相反管 理統括部門として設置し、対象取引の特定および管理を 統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善 ならびに利益相反管理にかかる教育・研修を行います。 また、従業員は利益相反のおそれのある取引を発見・ 認識した場合、速やかに利益相反管理統括部門へ報告 するように徹底しています。さらに、内部監査部門は、 利益相反管理統括部門をはじめ、利益相反管理に係わ る人的構成および業務運営体制について定期的に検証 しています。

資料編



(2016年7月1日現在)



役員等の状況

(2016年7月1日現在)

氏 名	役職名	管掌部門
山村 鉄平	代表取締役 社長執行役員	総括 監査部
田中 聡	取締役 常務執行役員	営業推進本部
工藤 雄太	取締役 常務執行役員	人事総務部 財務経理部 コンプライアンス・リスク管理部
青山 正明	取締役 常務執行役員	社長室 資産運用部 経営企画部*
上野 征夫	取締役	_
比護 正史	取締役	_
萩野 研介	執行役員	マーケット戦略部 事業戦略室 メディカル・ソリューション室
鋤柄 雄一	執行役員	IT企画運用部 IT開発部
前田 兄太	執行役員	業務管理部
河村 陽介	執行役員	営業企画部
有岡・正裕	常勤監査役	_
野崎 晃	監査役	_
島田・容男	監査役	_

⁽注) 1. 取締役比護正史氏は、社外取締役であります。

2. 監査役有岡正裕氏、野崎晃氏および島田容男氏は、社外監査役であります。

※2016年8月1日より

株主・株式の状況(上位10名の株主)

(2016年7月1日現在)

サネのログナナルタチ	=	当社への出資状況				
株主の氏名または名称	持株数等	(単位:千株)	持株比率			
株式会社ドリームインキュベータ	普通株式	3,034	64.6%			
みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社	普通株式	700	14.9%			
株式会社フォーカス	普通株式	234	4.9%			
YCP Holdings Limited	普通株式	234	4.9%			
株式会社ソウ・ツー	普通株式	210	4.4%			
アイペット損害保険従業員持株会	普通株式	55	1.1%			
安田企業投資株式会社	普通株式	32	0.6%			
山内 宏隆	普通株式	25	0.5%			
山村 鉄平	普通株式	25	0.5%			
田中 聡	普通株式	25	0.5%			
工藤 雄太	普通株式	25	0.5%			

⁽注) 持株数等の千株未満は切捨て。

会計監査人の状況

(2016年7月1日現在)

氏名または名称

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 谷口 公一 指定有限責任社員 鴨下 裕嗣

従業員の状況

(2016年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	男女比率
235名	33.2歳	男 女 46.0% : 54.0%

※従業員数は、直接雇用のフルタイム労働者を集計しております。

採用方針

- ●当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念 の実現に向けて、積極的に採用活動および人財育成を行っております。「目標に対する強烈な達成意欲をもち、自分が成長 することで会社を成長させると強く思える人」を採用し、若手人財を積極的に登用することで、早くから事業や組織をリー ドするポジションで活躍できる環境を提供しています。
- ●新卒採用については、学生一人ひとりの能力、資質、適性を見極め優秀な人財を確保するために、面接だけでなく、社員 懇親会やビジネスケースを用いたインターンシップ、プロジェクトを実施しております。これによって、採用から入社ま でを手厚くフォローし、定着率を高めるだけでなく、入社後に活躍ができる人財の育成を行っております。
- ●中途採用については、より一層企業の成長スピードを加速するため、あらゆる業界から優秀な人財を確保できるようにネッ トワークを構築しております。それらのネットワークを最大限に活用し、実績は勿論のこと、経営理念やビジョンに共感し、 より大きな成長の可能性をもつマーケットで先駆者になりたいという志を持った方の採用を行っております。

人財育成

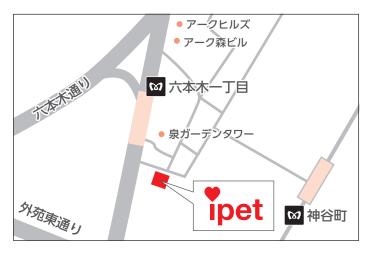
- ●当社では、人財こそが企業価値の源泉であり、人財育成は企業の持続的成長に欠かすことができないテーマだと考えてい ます。目標実現に向け、自ら課題を発見し、解決に向けた施策を実行できる人財への支援を私たちは惜しみません。その ために、画一的なキャリアパスにあてはめるのではなく、各人の志向性に合わせてキャリアパスを設計、支援できるよう にしております。具体的な取り組みについては、OJT・Off-JT、チューター・メンター制度、ジョブ・ローテーションが 挙げられます。
- OJT Off-JT

Off-JTは、入社時研修やコンプライアンス研修などの一企業として、また損害保険会社として必要な知識を習得していく ものから、個人の能力開発のために必要な研修までを社員の要望に応じて適宜実施しております。OJTについては、Off-JTでは対応することができない、実務的で専門性の高い研修を所属部署ごとで実施しております。

- ●チューター・メンター制度
 - 主に新規学卒者を対象として、業務やキャリアについて支援をいたします。自ら働きかけ、自己実現を果たすための相談 には時間を惜しまず支援する体制を整えています。
- ジョブ・ローテーション

長期的なキャリア形成の実現を支援するための制度です。配属は個々のキャリア志向と適性を考慮したうえで決定しますが、 志向性も変われば目標も変わるということは十分起こりえることです。そのため、時間の経過とともに個々のキャリア志 向に合わせ、社員とアイペットの双方にとって最適なローテーションプランを考え、実施します。

店舗所在地一覧



(2016年7月1日現在)

本社

〒106-0032

東京都港区六本木1丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル

TEL: (03) 5574-8610 FAX: (03) 5574-8431

東日本営業部	〒106-0032 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル	TEL: (03) 5574-8610 FAX: (03) 5574-8431
中日本営業部	〒450-0002 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号 名古屋プライムセントラルタワー18階	TEL: (052) 586-7702 FAX: (052) 586-7701
西日本営業部	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番9号 新大阪フロントビル8階	TEL: (06) 6394-9811 FAX: (06) 6394-9813
札幌支店	〒063-0801 北海道札幌市西区二十四軒一条一丁目1番12号 北洋ビル3階	TEL: (011) 633-9600 FAX: (011) 633-9601
仙台支店	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目2番11号 仙台KSビル7階	TEL: (022) 205-4613 FAX: (022) 205-4171
富山支店	〒930-0094 富山県富山市安住町2番14号 北日本スクエアビル5階	TEL: (076) 431-5080 FAX: (076) 431-5082
広島支店	〒720-0811 広島県福山市紅葉町1番1号 福山ちゅうぎんビル5階	TEL: (084) 973-2812 FAX: (084) 973-2814
福岡支店	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号 A.R.Kビル4階	TEL: (092) 437-3670 FAX: (092) 481-9310
青森事業所 (事務センター)	〒030-0862 青森県青森市古川一丁目10番13号 AQUA古川1丁目ビル	

海外ネットワーク

該当事項はありません。

保険会社の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業概況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策 や日銀による金融政策により、企業収益や雇用・所得環境 にも改善の兆しが見られ、緩やかな回復基調が続いている ものの、中国経済をはじめとするアジア新興国経済の減速 や、消費者物価の上昇による個人消費の低迷など、依然と して先行き不透明な状況で推移いたしました。

矢野経済研究所が平成28年3月4日に発表した「ペッ トビジネスマーケティング総覧 2016年版」によると、 平成27年度のペット関連総市場規模は小売金額ベースで 前年度比1.3%増の1兆4,689億円で推移し、平成28年度 は前年度比1.1%増の1兆4.845億円と予想されておりま す。人口の減少や少子高齢化の進行の中、飼育頭数の大幅 な増加が見込みにくいものの、安定的な猫人気、ペットの 高齢化によるシニア需要や健康志向の高まりなどから、こ れらに関連する製品・サービスの旺盛な需要に支えられる 格好で、ペット関連総市場は引き続き拡大が続くものと予 想されております。

このような経営環境のもと、当社はペット保険を社会全 体にご認識・ご活用いただきペットの社会的地位を向上さ せるべく 「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全 な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。上ことを経 営理念としております。

当社は当事業年度において、お客さまがペットに関する 悩みを解消できるよう、獣医師をはじめとするペットの専 門家が監修し、ペットに関する知識を広く提供することを 目的とした「ワンペディア」や「にゃんペディア」、ペッ ト業界に関わる方に向けたペット業界の先進的な取組み 等を紹介し、事業者同士が出会うかけ橋を創り、価値創造 のきっかけとなることを目的とした「PEDGE (ペッジ) | といった当社独自のメディアの新規開設や、お客さま向け のイベントを開催し、当社のブランド力の向上に大きく貢 献しました。また、マイページの新設・リニューアルを行 い、ご契約者さまサービスの向上に取り組んでまいりまし た。今後も引き続き更なるご契約者さまサービスの向上 に努めるとともにペット保険事業の盤石な礎を築き、ペッ ト産業全体の健全な発展に資することを目標として掲げ ております。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き当社の ビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とし た販路拡大に注力するとともに更なる関係深耕を図る一 方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継 続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでま いりました。平成27年4月からは株式会社NTTドコモ と提携し、「ドコモのペット保険」の提供を開始しており ます。このような営業活動により、保有契約数は 249.330件(前事業年度より52.366件増加)と、順調に 増加しております。

また、株式会社カカクコムが発表した「価格.com保険 アワード2016ペット保険の部」において、当社の主力商 品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品とし て2年連続第1位を受賞しております。

管理部門につきましては、BCP (事業継続計画)対応 の一環として、保険金査定を複数拠点で行うべく当事業年 度より、東京損害サービスグループでの保険金査定を本格 稼働いたしました。また、獣医師による保険金査定の検証 業務をより強化するとともに、契約管理グループ、損害サ ービスグループ、収納保全グループ、コンタクトセンター グループにおける業務改善・サービス向上を推進し、業務 の効率化及び最適化に努めました。また、コンプライアン ス研修や「お客さまの声」対応研修などを全社的に実施 し、更なるコンプライアンスの強化を図り、業務の適正性 を確保するための体制構築に努めました。

さらに、当社の急速な事業規模拡大や今後の事業展開を 見据え財務基盤の強化を図るべく、当事業年度末におい て、500百万円の増資を実施しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における経営成績 は以下のとおりとなりました。

保険引受収益8.126百万円、資産運用収益1百万円等を 合計した経常収益は、8,128百万円(前事業年度比27.7% 増)となりました。一方、保険引受費用4.638百万円、営 業費及び一般管理費3.190百万円、その他営業費用△8百 万円を合計した経常費用は7.820百万円(前事業年度比 0.1%減)となり、その結果、経常利益は307百万円(前 事業年度は経常損失1,460百万円)、当期純利益は106百 万円(前事業年度は当期純損失1,249百万円)となりまし た。

対処すべき課題

当社では、以下の項目を保険会社として対処すべき重要な課題として考えております。

①ご契約者さまの利便性向上

当社はご契約者さまの利便性向上のため、コンタクトセンターの拡充、ご契約者さま専用マイページの機能拡大、動物病院へのレセプター導入推進、クラブアイペット(当社加盟店によるご契約者さま・被保険者さま向けのお得な優待・情報サービス)のコンテンツ拡充などを実施してまいります。他にも多彩なサービスをご提供し、ご契約者さまと、そのご家族にペットとの幸せな生活をお過ごしいただくためのアイデアと楽しみをご提供し続けます。

②保険会社としての保険引受態勢の強化

当社は高い社会性・公共性を有する損害保険会社として、経営の健全性・安定性が強く求められております。それらを確保すべく、保険募集の適切性を確保するための保険募集管理態勢の強化、適切な保険金等の支払いや請求勧奨の実施等のお客さま目線にたった保険金等支払管理態勢の強化、当社に届けられるお客さまの声の業務改善やサービス向上への活用、システム障害や事務ミスに繋がるシステムリスクへの対応、反社会的勢力との関係遮断に対する取り組み強化、保険業法をはじめとする関連法令遵守態勢の強化等に全社で取り組み、保険引受態勢を強化してまいります。

③保険会社としての財務基盤強化

当社はリスクを引き受ける代わりにご契約者さまから大事な保険料をお預かりし、もしもの際には保険金をお支払いします。保険会社の本分はその支払能力にあり、信頼される企業であり続けるために財務基盤の強化は継続して取り組むべき課題と考えております。具体的には、資産運用の開始や、運転資金等のコントロール、損害率等経営指標の月次でのモニタリングを通じ、より強固な財務基盤を確保する体制を構築してまいります。

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年度項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
正 味 収 入 保 険 料 (対前期増減率)	3,280 (+32.7%)	4,284 (+30.6%)	5,100 (+19.0%)	6,363 (+24.8%)	8,126 (+27.7%)
経 常 収 益	3,283	4,287	5,102	6,364	8,128
保 険 引 受 利 益	29	296	372	502	297
経常利益又は経常損失	618	391	443	△1,460	307
当期純利益又は当期純損失	608	305	344	△1,249	106
資本金の額 (発行済株式総数)	3,064 (2,426,044株)	3,064 (2,426,044株)	3,064 (2,426,044株)	3,064 (2,426,044株)	3,314 (4,696,267株)
純 資 産 額	2,668	2,973	3,318	2,069	2,674
総 資 産 額	4,306	5,157	6,105	5,278	6,978
特別勘定又は積立勘定として 経 理 さ れ た 資 産 額	_	_	_	_	_
責任準備金残高	1,230	1,703	2,130	2,450	3,169
貸 付 金 残 高	_	-	_	_	_
有 価 証 券 残 高	-	-	-	_	13
単体ソルベンシー・マージン比率	260.8%	255.9%	276.4%	330.3%	379.2%
配 当 性 向	_	_	_	_	_
従 業 員 数	122人	136人	148人	199人	235人

- (注) 1 当社は、平成24年3月30日に損害保険業免許を取得し、平成23年度より損害保険会社として決算を行っております。
 - 2 従業員数は、事業年度末時点の正社員と契約社員(パートは除く)の数を集計しております。
 - 3 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法 (月央基準) によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるた め、当事業年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成28年3月31日のリスク合計額は 2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。

主要な業務の状況を示す指標等

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円)

	年度種目		平成26年度			平成27年度		
種目				構成比	増収率		構成比	増収率
火		災	_	_	_	_	_	_
海		上	_	_	_	_	_	_
傷		害	_	_	_	-	_	_
自	動	車	_	_	_	_	_	_
自動車	損害賠償	賞責任	_	_	_	_	_	_
そ	の	他	6,363	100.0%	24.8%	8,126	100.0%	27.7%
合		計	6,363	100.0%	24.8%	8,126	100.0%	27.7%

⁽注) 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

正味収入保険料 (単位:百万円)

		年度		平成26年度			平成27年度	
種目				構成比	増収率		構成比	増収率
火		災	_	_	_	_	_	_
海		上	_	_	_	_	_	_
傷		害	_	_	_	_	_	_
自	動	車	_	_	_	_	_	_
自動車	自動車損害賠償責任		_	_	_	_	_	_
そ	の	他	6,363	100.0%	24.8%	8,126	100.0%	27.7%
合		計	6,363	100.0%	24.8%	8,126	100.0%	27.7%

⁽注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料と積立保険料を控除したものであります。

受再正味保険料の額及び支払再保険料の額・・・・・該当事項はありません。

解約返戻金 (単位:百万円)

1314137277				
種目		年度	平成26年度	平成27年度
火		災	_	_
海		上	_	_
傷		害	_	_
自	動	車	_	_
自動車	直損害賠偿	賞責任	_	_
そ	\mathcal{O}	他	27	35
合		計	27	35

⁽注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額であります。

保険引受利益 (単位:百万円)

種目		年度	平成26年度	平成27年度
火		災	_	_
海		上	_	_
傷		害	_	_
自	動	車	_	_
自動車	直損害賠償	賞責任	_	_
そ	の	他	502	297
合		計	502	297

(単位:百万円)

年度 種目	平成26年度	平成27年度
保険引受収益	6,363	8,126
保険引受費用	3,275	4,638
営業費及び一般管理費	2,584	3,190
その他収支	-	_
保険引受利益	502	297

⁽注) 1 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。 2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などであります。 3 保険引受利益=保険引受収益一保険引受費用一保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

元受正味保険金 (単位:百万円)

種目		年度	平成26年度	平成27年度
火		災	_	_
海		上	_	_
傷		害	_	_
自	動	車	_	_
自動車損	書 賠 償 責	 任	_	_
そ	の	他	2,053	2,816
合		計	2,053	2,816

⁽注) 元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものであります。

正味支払保険金 (単位:百万円)

年度 種目		平成26年度			平成27年度			
				構成比	増減率		構成比	増減率
火		災	-	_	_	-	_	_
海		上	_	_	_	-	_	_
傷		害	_	_	_	-	_	_
自	動	車	_	_	_	-	_	_
自動車指	自動車損害賠償責任		_	_	-	-	_	_
そ	の	他	2,053	100.0%	28.3%	2,816	100.0%	37.1%
合		計	2,053	100.0%	28.3%	2,816	100.0%	37.1%

⁽注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

受再正味保険金及び回収再保険金の額・・・・・該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

		年度	平成26年度			平成27年度			
種目			正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火		災	_	_	_	_	_	_	
海		上	_	_	_	_	_	_	
傷		害	_	_	_	_	_	_	
自	動	車	-	_	_	_	_	_	
自動耳	車損害賠償	責任	_	_	_	_	_	_	
そ	の	他	34.6%	50.9%	85.5%	36.7%	49.5%	86.2%	
合		計	34.6%	50.9%	85.5%	36.7%	49.5%	86.2%	

⁽注) 1 正味損害率= (正味支払保険金+損害調査費) ÷正味収入保険料 2 正味事業費率= (諸手数料+保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷正味収入保険料 3 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

	年度		平成26年度			平成27年度			
種目			発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火		災	_	_	_	_	_	_	
海		上	_	_	_	_	_	_	
傷		害	_	_	_	_	_	_	
自	動	車	_	_	_	_	_	_	
自動車	■損害賠償	責任	_	_	_	_	_	_	
そ	の	他	37.2%	52.4%	89.6%	44.0%	57.2%	101.2%	
合		計	37.2%	52.4%	89.6%	44.0%	57.2%	101.2%	

- (注) 1 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 2 発生損害率= (出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷出再控除前の既経過保険料
 - 3 事業費= (支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷出再控除前の既経過保険料
 - 4 合算率=発生損害率+事業費率
 - 5 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6 出再控除前の既経過保険料=収入保険料一出再控除前の未経過保険料積増額
 - 7 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しております。
 - 8 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、 当事業年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成27年度の発生損害率は39.1%、事業費率 は50.9%、合算率は90.0%となります。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分				平成26年度	平成27年度	
玉			約	100.0%	100.0%	
海	外	契	約	_	_	

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

出再を行った再保険者の数・・・・・該当事項はありません。

出再保険料の上位5社の割合・・・・・該当事項はありません。

出再保険料の格付ごとの割合・・・・・該当事項はありません。

未収再保険金の額・・・・・該当事項はありません。

契約者配当金の額・・・・・該当事項はありません。

支払備金 (単位: 百万円)

種目	年度	平成26年度	平成27年度
火	災	_	_
海	上	_	_
傷	害	_	_
自動	車	_	_
自動車損害賠	償責任	_	_
そ の	他	366	470
合	計	366	470

責任準備金 (単位:百万円)

種目		年度	平成26年度	平成27年度
火		災	_	_
海		上	_	_
傷		害	_	_
自	動	車	_	_
自動車	直損害賠償	賞責任	_	-
そ	\mathcal{O}	他	2,450	3,169
合		計	2,450	3,169

責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積 立方式及び積立率の記載はしていません。

引当金明細表

平成26年度 (単位:百万円)

	区分	平成25年度末	平成26年度	平成2 減少	6年度 〉額	平成26年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸	一般貸倒引当金	1	_	_	_	_
倒	個別貸倒引当金	33	3	16	_	20
貸倒引当金	特定海外債権引当勘定	1	-	_	_	_
金	計	33	3	16	_	20
退	職給付引当金	-	-	_	_	_
賞	与 引 当 金	95	100	93	1	100
役	員 賞 与 引 当 金	20	50	18	1	50
価	格 変 動 準 備 金	-	-	_	_	_

平成27年度 (単位:百万円)

	区分	平成26年度末	平成27年度	平成2 減少	7年度 V額	平成27年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸	一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
貸倒引当金	個別貸倒引当金	20	0	6	10	5
当 当	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
金	計	20	0	6	10	5
退	職給付引当金	_	_	_	_	_
賞	与 引 当 金	100	144	97	2	144
役	員 賞 与 引 当 金	50	10	38	11	10
価	格変動準備金	_	0	_	_	0

貸付金償却の額・・・・・該当事項はありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.62の「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害 率が1%上昇すると仮定いたします。				
計算方法	○増加する発生 度発生事故にる ○増加する異常が 額	員害額=既経過保険料×1% 員害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年 おけるそれぞれの割合により按分しております。 危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩 少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額			
《互供刊+大小河小遊店	平成26年度	61百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 – 百万円			
経常利益の減少額	平成27年度	70百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円			

⁽注) 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、 当事業年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成27年度の経常利益の減少額は79百万円となり、異常危険準備金残高の取崩額は生じません。

事業費 (単位:百万円)

区分		年度	平成26年度	平成27年度
人	件	費	1,057	1,473
物	件	費	1,626	1,815
税		金	49	69
拠	出	金	_	_
負	担	金	0	0
諸手	数料及び集	金費	654	829
合		計	3,389	4,189

⁽注) 1 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。

² 拠出金は、火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金であります。

³ 負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

資産運用の概況 (単位:百万円)

			年度	平成26年月	复	平成27年周	支	
区分					構成比		構成比	
預	貯		金	3,633	68.8%	5,258	75.3%	
	- ル [ン	_	_	_	_	
買	現 先	勘	定	_	_	_	_	
債券	貸借取引	支払保証	証金	_	_	_	_	
買	入 金 鈴	浅 債	権	_	_	_	_	
商	品有值	西 証	券	_	_	_	_	
金	銭の	信	託	_	_	_	_	
有	価	証	券	_	_	13	0.2%	
貸	付		金	_	_	_	_	
土	地·	建	物	31	0.6%	28	0.4%	
運	用 資	産	計	3,665	69.4%	5,299	75.9%	
総	資		産	5,278	100.0%	6,978	100.0%	

利息配当収入の額及び運用利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

年度	平成26年月		平成27年周	Ē
区分		利回り		利回り
預 貯 金	1	0.04%	1	0.03%
コールローン	_	_	_	_
買現先勘定	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_
商品有価証券	_	_	_	_
金 銭 の 信 託	_	_	_	_
有 価 証 券	_	_	0	0.70%
貸 付 金	_	_	_	_
土地・建物	_	_	_	_
小計	1	0.04%	1	0.04%
そ の 他		_		_
合 計	1	0.04%	1	0.04%

海外投融資残高及び構成比・・・・該当事項はありません。

海外投融資利回り・・・・・該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高・・・・・該当事項はありません。

⁽注) 1 利回りは、収入金額÷平均運用額で算出しております。 2 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。

³ 平均運用額は各月残高の平均に基づいて算出しております。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

	区分					平成2	6年度	平成27年度	
							構成比		構成比
玉					債	_	_	_	_
地		J	<u>ה</u>		債	_	_	_	_
社					債	_	_	_	_
株					式	_	_	11	87.7%
外		玉	証		券	_	_	_	_
そ	の	他	\mathcal{O}	証	券	_	_	1	12.3%
合					計	_	_	13	100.0%

保有有価証券利回り

区分		年度	平成26年度	平成27年度
公	社	債	-	-
株		式	_	0.70%
外	国 証	券	_	-
そ	の他の証	券	_	0.00%
合		計	-	0.70%

有価証券の種類別の残存期間別残高

平成26年度

該当事項はありません。

平成27年度 (単位: 百万円)

期間区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
公 社 債	_	_	_	_	_	_
株式	_	_	_	_	11	11
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_
その他の証券	_	_	_	_	1	1
合 計	_	_	_	_	13	13

業種別保有株式の額

年度		平成26年度		平成27年度					
区分	株数(千株)	金額 (百万円)	構成比 (%)	株数(千株)	金額 (百万円)	構成比 (%)			
金融保険業	_	_	_	35	11	100.0%			
合 計	_	_	_	35	11	100.0%			

貸付金の残存期間別の残高・・・・・該当事項はありません。

担保別貸付金残高・・・・・該当事項はありません。

使途別の貸付金残高及び構成比....該当事項はありません。

業種別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合・・・・・該当事項はありません。

規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合・・・・・該当事項はありません。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	}		年度	平成26年度	平成27年度
-	±		地	_	_
	営	業	用	_	-
	賃	貸	用	_	-
Ž	建		物	31	28
	営	業	用	31	28
	賃	貸	用	_	-
-	土 地	· 建	物計	31	28
	営	業	用	31	28
	賃	貸	用	_	_
Ž	建設	仮	勘定	_	_
	営	業	用	_	_
	賃	貸	用	_	_
ĺ	合		計	31	28
	営	業	用	31	28
	賃	貸	用	_	_
	IJ —	ス	資 産	4	2
-	その他の有形固定資産			41	37
1	有 形 固	定資	産合計	77	68

特別勘定資産・同残高・同運用収支・・・・・該当事項はありません。

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

		年度			平成2	6年度					平成2	7年度		
種目			普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者 配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者 配当 準備金等	合計
火		災	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
海		上	-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	_	_
傷		害	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	_	_
自	動	車	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	_	_
自動車	車損害賠償	責任	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_
そ	の	他	1,676	773	_	_	_	2,450	2,135	1,034	_	_	_	3,169
合		計	1,676	773	_	_	_	2,450	2,135	1,034	_	_	_	3,169

期首時点支払備金(見積額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成23年度	116	137	0	△22
平成24年度	150	195	2	△46
平成25年度	191	260	3	△72
平成26年度	268	346	6	△84
平成27年度	366	446	12	△93

- (注) 1 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 - 2 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 3 当期把握見積り差額=期首支払備金- (前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表

自動車保険・・・・・該当事項はありません。

傷害保険・・・・・該当事項はありません。

賠償責任保険・・・・・該当事項はありません。

DISCLOSURE 2016 56

直近の2事業年度における財産の状況

計算書類

貸借対照表 (単位: 百万円)

貸借対照表	<mark>貸借対照表</mark> (Para Carlos C					
年度	平成26年度	平成27年度				
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)				
科目	金額	金額				
(資産の部)						
現金及び預貯金	3,633	5,258				
現金	0	0				
預貯金	3,633	5,258				
有価証券	_	13				
株式	_	11				
その他の証券	_	1				
有形固定資産	77	68				
建物	31	28				
リース資産	4	2				
その他の有形固定資産	41	37				
無形固定資産	56	63				
ソフトウエア	7	59				
ソフトウエア仮勘定	48	3				
	46	0				
その他の無形固定資産						
その他資産	1,071	1,304				
未収保険料	363	462				
未収金	418	526				
未収収益	0	0				
預託金	116	120				
仮払金	118	128				
その他の資産	52	66				
繰延税金資産	459	275				
貸倒引当金	△20	△5				
資産の部合計	5,278	6,978				
(負債の部)						
保険契約準備金	2,816	3,640				
支払備金	366	470				
責任準備金	2,450	3,169				
その他負債	241	509				
未払法人税等	41	32				
預り金	2	2				
未払金	192	471				
仮受金	1	0				
リース債務	4	2				
賞与引当金	100	144				
役員賞与引当金	50	10				
特別法上の準備金	_	0				
価格変動準備金	_	0				
負債の部合計	3,208	4,304				
(純資産の部)						
資本金	3,064	3,314				
資本剰余金	2,777	3,028				
資本準備金	2,777	3,028				
利益剰余金	△3,772	△3,666				
その他利益剰余金	△3,772	△3,666				
繰越利益剰余金	△3,772	△3,666				
株主資本合計	2,069	2,676				
その他有価証券評価差額金		△2				
評価・換算差額等合計	_	△2				
・	2,069	2,674				
負債及び純資産の部合計	5,278	6,978				
見頃以し 代見圧り即口引	5,2/0	0,970				

(貸借対照表の注記) (平成27年度)

- 1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等 に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理 し、また、売却原価の算定は移動平均法によっ ております。

(2) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却 は、定率法によっております。

また、リース資産の減価償却は、所有権移転外 ファイナンス・リース取引に係るリース資産の リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。

- (3) 自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によ っております。
- (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備え るため、内部管理規程に基づき、個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給 見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、支 給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損 失に備えるため、保険業法第115条の規定に基 づき計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりま す。

ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等 の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金 に計上し、5年間で均等償却を行っておりま す。

- 2. 当事業年度における金融商品の状況および金融商品 の時価等に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社では、損害保険業に求められる保険金の円滑 な支払いを担保するために、資産の安全性及び流動 性に留意しております。資産運用にあたっては、内 部管理規程に基づき、運用の対象を主として短期の 預金としております。

未収保険料及び未収金は、保険契約者および収納 代行会社等の信用リスクに晒されておりますが、内 部管理規程に基づき、期日管理等を行っておりま す。

有価証券は、主として株式であり、市場価格の 変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価 の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上 額、時価およびこれらの差額については、次の とおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び 預貯金	5,258	5,258	_
②有価証券	13	13	_
③未収 保険料	462	462	_
④未収金	526	526	_
資産計	6,259	6,259	_

- (注) 金融商品の時価の算定方法
- ①現金及び預貯金

預貯金は、すべて短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額に近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

②有価証券

有価証券は、時価については、取引所の価格 によっております。また、投資信託について は、資産運用会社から提示される基準価格に よっております。

③未収保険料

未収保険料は、短期間で決済されるため、時 価は帳簿価額に近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

④未収金

未収金は、短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額に近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

- 3. 有形固定資産の減価償却累計額は132百万円であり ます。
- 4. 関係会社に対する金銭債権債務はありません。

5. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
事業税	7百万円
普通責任準備金	60百万円
異常危険準備金	289百万円
賞与引当金	40百万円
減価償却超過額	1百万円
その他	33百万円
繰越欠損金	302百万円
繰延税金資産小計	738百万円
評価性引当額	△463百万円
繰延税金資産合計	275百万円

法人税の税率の変更等による繰延税金資産の金額の 修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.9%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.0%となっております。

この税率変更により、繰延税金資産は5百万円減少し、当期純利益は5百万円減少しております。

また、欠損金の繰越控除制度において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされたことにより、繰延税金資産は12百万円減少し、当期純利益は12百万円減少しております。

6. 当事業年度の末日における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金(出再支払備金控除前、	470百万円
(ロ)に掲げる保険を除く)	
同上にかかる出再支払備金	-百万円
差引 (イ)	470百万円
地震保険および自動車損害賠償	
責任保険にかかる支払備金(ロ)	一百万円
計 (イ+ロ)	470百万円
(2) 責任準備金の内訳	
普通責任準備金(出再責任準	2 125五五田
備金控除前)	2,135百万円
同上にかかる出再責任準備金	-百万円
- 差引 (イ)	2,135百万円
その他の責任準備金 (ロ)	1,034百万円
計 (イ+ロ)	3,169百万円

7. 1株当たりの純資産額の内訳は次のとおりであります。

1 株当たりの純資産額 569円40銭

(算定上の基礎)

純資産の部の合計額	2,674百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	- 百万円
普通株式等に係る期末の純資産額	2,674百万円
普通株式等の期末発行済株式数	4,696,267株

- 8. 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (単位: 百万円)

担金工具者		
年度	平成26年度	平成27年度
科目	(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
経常収益	6,364	8,128
保険引受収益	6,363	8,126
正味収入保険料	6,363	8,126
資産運用収益	1	1
利息及び配当金収入	1	1
その他経常収益	0	0
経常費用	7,824	7,820
保険引受費用	3,275	4,638
正味支払保険金	2,053	2,816
損害調査費	150	169
諸手数料及び集金費	654	829
支払備金繰入額	97	104
責任準備金繰入額	320	719
営業費及び一般管理費	2,584	3,190
その他経常費用	2,618	△8
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	3	△9
保険業法第113条繰延資産償却費	2,614	_
その他の経常費用	0	0
保険業法第113条繰延額	△654	_
経常利益又は経常損失 (△)	△1,460	307
特別損失	_	0
特別法上の準備金繰入額	_	0
価格変動準備金繰入額		0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△1,460	307
法人税及び住民税	57	17
法人税等調整額	△268	183
法人税等合計	△211	201
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,249	106

(損益計算書の注記) (平成27年度)

1. 関係会社との取引は次のとおりであります。 営業取引以外の取引 7百万円

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりでありま す。

収入保険料	8,126百万円
支払再保険料	- 百万円
差引	8,126百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりでありま す。

支払保険金	2,816百万円
回収再保険金	- 百万円
	2.816百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであ ります。

支払諸手数料及び集金費	829百万円
出再保険手数料	-百万円
	829百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりでありま す。

支払備金繰入額(出再支払備金控除 前、(ロ)に掲げる保険を除く)	104百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	-百万円
差引 (イ)	104百万円
地震保険および自動車損害賠償責任 保険に係る支払備金繰入額(ロ)	-百万円
計 (イ+ロ)	104百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであり ます。

普通責任準備金繰入額(出再責 任準備金控除前)	458百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	-百万円
差引 (イ)	458百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	260百万円
計 (イ+ロ)	719百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであ ります。

預貯金利息	1百万円
有価証券利息・配当金	0百万円
======================================	1百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 43円60銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。

	平成27年度
当期純利益金額(百万円)	106
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_
普通株式に係る当期純利益 金額(百万円)	106
期中平均株式数(千株)	2,432

4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在 地	資本金 又は出 資金 (百万 円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	山内宏隆	_	_	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接0.5%	増資引受	増資引受	16	_	_
役員	山村鉄平	_	_	当社取締役	(被所有) 直接0.5%	増資引受	増資引受	16	_	_

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

増資引受の価額については、第三者が算定した株式価値評価を参考に決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成26年度

(単位:百万円)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	純資産合計	
		資本準備金	合計	繰越利益剰 余金	合計			
当期首残高	3,064	2,777	2,777	△2,523	△2,523	3,318	3,318	
当期変動額								
当期純損失	_	_	_	△1,249	△1,249	△1,249	△1,249	
当期変動額合計	_	_	_	△1,249	△1,249	△1,249	△1,249	
当期末残高	3,064	2,777	2,777	△3,772	△3,772	2,069	2,069	

平成27年度

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		
		資本剰余金		利益剰余金					ルナンタナ
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	3,064	2,777	2,777	△3,772	△3,772	2,069	_	_	2,069
当期変動額									
新株の発行	250	250	250	_	_	500	_	_	500
当期純利益	_	_	_	106	106	106	_	_	106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	△2	△2	△2
当期変動額合計	250	250	250	106	106	606	△2	△2	604
当期末残高	3,314	3,028	3,028	△3,666	△3,666	2,676	△2	△2	2,674

(株主資本等変動計算書の注記) (平成27年度)

1. 発行済株式の種類及び株式数の内訳は次のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数(株)
普通株式	1,176,044	3,520,223	_	4,696,267
種類株式	1,250,000	_	1,250,000	_
合計	2,426,044	3,520,223	1,250,000	4,696,267

- (注) 1 普通株式の増加3,520,223株は、第三者割当増資による増加782,000株及び種類株式の普通株式への転換による増加2,738,223株によるものであります。
 - 2 種類株式の減少1,250,000株は、普通株式への転換による減少であります。
- 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の		となる株式の数(株)			
目的となる株式の種類	当期首	当期末			
普通株式	9,300	_	2,750	6,550	
合計	9,300	_	2,750	6,550	

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年度	平成26年度	平成27年度	
科目	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△1,460	307	
減価償却費	41	48	
保険業法第113条繰延資産償却費	2,614	_	
支払備金の増減額 (△は減少)	97	104	
責任準備金の増減額 (△は減少)	320	719	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13	△15	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5	44	
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	30	△40	
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	_	0	
利息及び配当金収入	△1	△1	
支払利息	0	0	
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0	
その他資産(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額(△は増加)	△172	△213	
その他負債(除く投資活動関連、 財務活動関連)の増減額(△は減少)	△7	280	
小計	1,455	1,234	
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△0	△0	
法人税等の支払額	△85	△42	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,371	1,193	
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)	△100	△0	
有価証券の取得による支出	_	△13	
資産運用活動計	△100	△13	
営業活動及び資産運用活動計	1,271	1,179	
有形固定資産の取得による支出	△19	△14	
無形固定資産の取得による支出	△23	△31	
預託金の差入による支出	△37	△8	
預託金の回収による収入	0	1	
保険業法第113条繰延資産の増加額	△654	_	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△834	△65	
財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出	△1	△1	
新株発行による収入	_	500	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1	498	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	535	1,626	
現金及び現金同等物の期首残高	1,057	1,592	
現金及び現金同等物の期末残高	1,592	3,218	

(キャッシュ・フロー計算書の注記) (平成27年度)

- 1. 現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可 能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3か月以内に償還期限の到来する短期投資でありま す。
- 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係は、以下のとおりで あります。

平成28年3月31日	
現金及び預貯金	5,258百万円
有価証券	13百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,041百万円
現金同等物以外の有価証券	△11百万円
現金及び現金同等物	3,218百万円

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

リスク管理債権

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	2,843	3,708	
資本金又は基金等	2,069	2,676	
価格変動準備金	_	0	
危険準備金	_	_	
異常危険準備金	773	1,034	
一般貸倒引当金	_	_	
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効 果控除前)	_	△2	
土地の含み損益	_	_	
払戻積立金超過額	_	_	
負債性資本調達手段等	_	_	
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のう ち、マージンに算入されない額	_	_	
控除項目	_	_	
その他	_	_	
(B)単体リスクの合計額√(R₁+R₂)²+(R₃+R₄)²+R₅+R₆	1,721	1,955	
一般保険リスク (R₁)	1,670	1,896	
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	_	_	
予定利率リスク (R₃)	_	_	
資産運用リスク (R₄)	36	54	
経営管理リスク (R₅)	51	58	
巨大災害リスク (R。)	_	_	
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	330.3%	379.2%	

⁽注) 1 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87 条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

- 2 未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法(月央基準)によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、当事業年度において営業保険料を基礎とした1/12法(月末基準)に変更しております。従来の方法により算定した場合、平成28年3月31日のリスク合計額は2,200百万円、ソルベンシー・マージン比率は337.0%であります。
- 3 なお、平成26年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)連結ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- 1. 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- 2. この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されております。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険*1、予定利率上の危険*2、資産運用上の危険*3、経営管理上の危険*4、巨大災害に係る危険*5の総額

- ※1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):保険事故の発生率等が通常の予測を超える ことにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ※2 予定利率上の危険(予定利率リスク):積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ※3 資産運用上の危険(資産運用リスク):保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ※4 経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記※1~※3および※5以外のもの
- ※5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により 発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力|

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

時価情報等

(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

有価証券

①売買目的有価証券・・・・・該当事項はありません。 ②満期保有目的の債券・・・・・該当事項はありません。

③その他有価証券

(単位:百万円)

							(単位・日万円)
年度 種目		平成26年度		平成27年度			
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	公 社 債	_	_	_	_	_	_
	株式	_	_	_	_	_	_
	外国証券	_	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_	_	_
	小計	_	_	_	_	_	_
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	公 社 債	_	_	_	_	_	_
	株 式	_	_	_	11	13	△2
	外国証券	_	_	_	_	_	_
	その他	_	_	_	1	1	_
	小計	_	_	_	13	15	△2
合	計	_	_	_	13	15	△2

金銭の信託・・・・・該当事項はありません。

デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)・・・・・該当事項はありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引・・・・・該当事項はありません。

先物外国為替取引・・・・該当事項はありません。

有価証券関連デリバティブ取引(次項に掲げるものを除く。)・・・・・該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引・・・・該当事項はありません。

その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

損害保険用語の解説

【解約】

保険期間中に、保険契約者の意思により保険契約を取りや めることです。

【解約返れい金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者が受け取ることが できる金銭のことです。保険の種類や契約方式により、返 れい金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初 めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただ し、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除 は保険始期までさかのぼらず、将来に向かってのみ効力を 生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいい ます。たとえばペットが亡くなった場合は保険契約は失効 となります。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に保険会社に対して契約の条件を設 定するための重要な事実を申し出る義務をいいます。この 重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保 険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【事業費】

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では 「損害調査費」、「営業費および一般管理費」、「諸手数料お よび集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのもの について、保険金支払のために積み立てる準備金のことを いいます。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務 に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。 これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に 対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な 大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があ ります。

【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部 を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における 裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごと に、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解 決機関の指定を受けることができます。

【損害保険募集人一般試験】

保険募集とは保険契約の締結の代理または媒介を行うこと をいいます。損害保険の募集を行うためには、代理店登録 または募集人としての届け出をし、損害保険募集人一般試 験に合格する必要があります。損害保険募集人一般試験と は、損害保険の募集に従事する方に対して、必要な教育と して一般社団法人日本損害保険協会が主催・実施している 試験です。損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関す る基礎単位と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」 に関する各単位(「商品単位」3単位)の計4単位により構 成されます。なお、それぞれの単位における資格の有効期 限が5年間と定められていますので、更新の際には受験が 必要となります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社 の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正 味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除し た割合を指します。

【そんぽADRセンター】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害 保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組 織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に 努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門 の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛 争解決手続きを行います。

【大数の法則】

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【通知義務】

保険契約を締結した後、告知事項のうち、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって 遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、 保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合 に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険 金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との 契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。保険契約者が同時に被保険者となる場合もあり、他人が被保険者となる場合もあります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保 険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任 準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険を契約する際に保険契約者が保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者のお申込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払 や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合 の条件や支払額などについて記載されています。保険約款 には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定め た普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変 更・排除する特別約款(特別条項)とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【免責】

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。



アイペット損害保険株式会社

